



総務省

令和7年度「地域運営組織」 全国セミナーin福島

令和7年9月9日



総務省

1. 地域を取り巻く現状と地域運営組織の必要性

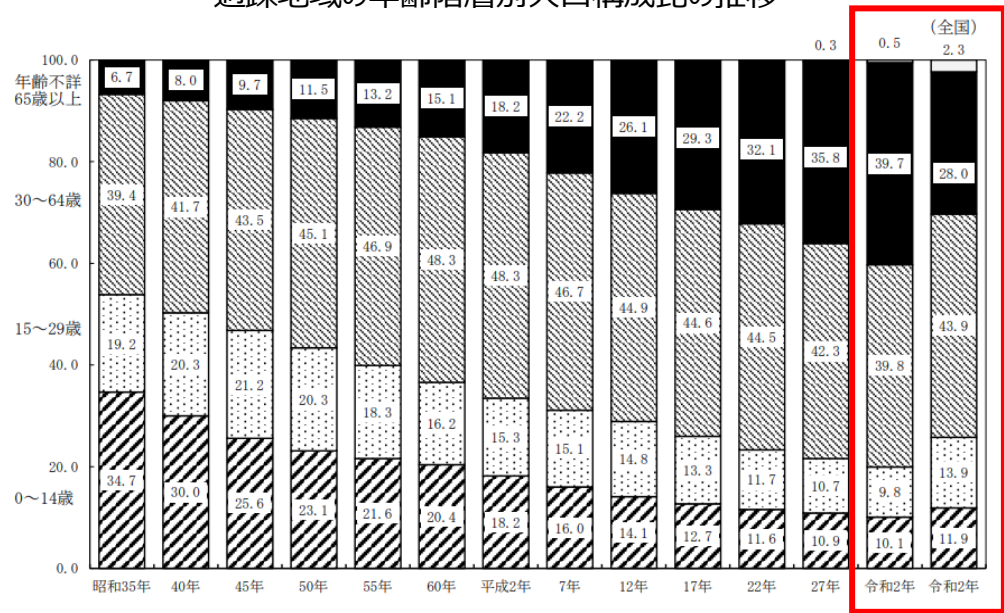
地域をとりまく現状

1. 地域運営組織が注目されている背景

● 地域が抱える課題

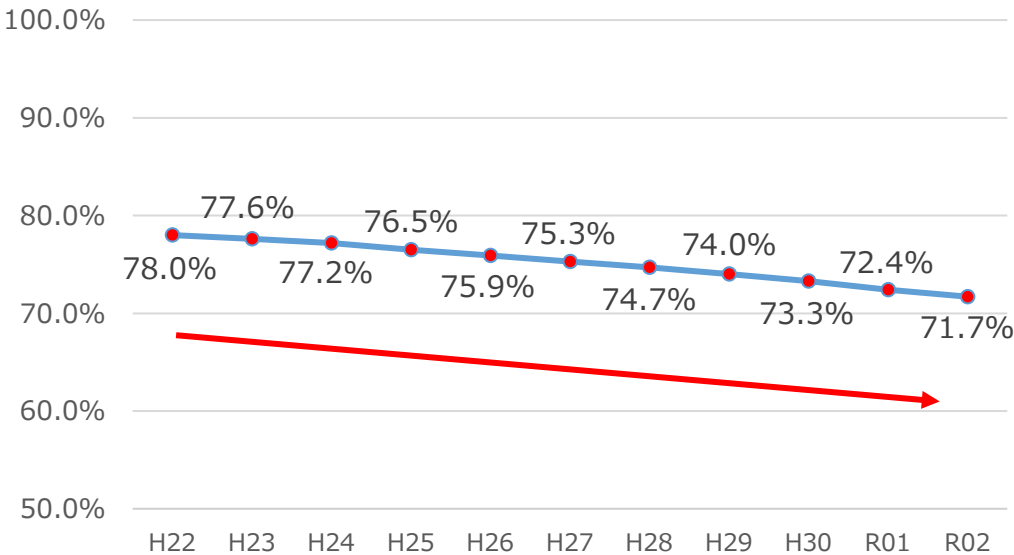
- ・人口減少や高齢化が進む地域における集落機能の低下
- ・商店や公共交通機関の撤退による生活基盤の衰退
- ・自治会や町内会等への加入率の低下による地域コミュニティの希薄化 など

過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



出典：総務省「令和5年度版過疎対策の現況（R7.3）」

600市区町村における自治会・町内会等の加入率の平均



出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成（自治会・町内会等の加入率(世帯単位)について回答のあった600市区町村における単純平均)

なぜ、地域運営組織（RMO）が注目されているの？

1. 地域の多様な主体が参画し活動する組織「地域運営組織（RMO）」※RMO：Region Management Organization

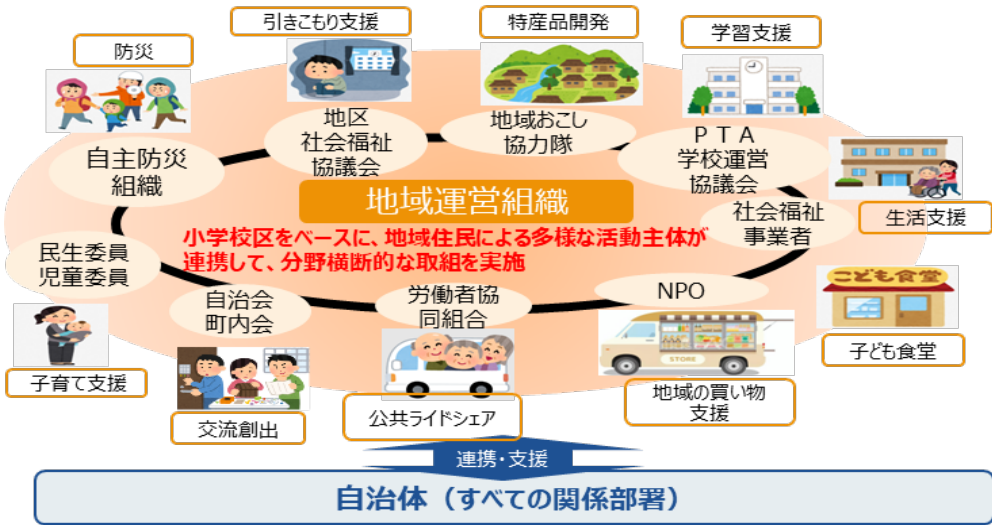


それぞれの課題に対して、自治会やNPO法人などがバラバラに取り組んでも限界がある…

事業性のある活動など、従来の自治・相互扶助活動から**一歩踏み出して**地域課題の解決を図る必要

地域で活動する**既存**の団体に加え、地域おこし協力隊などの移住者・関係人口も巻き込み、参加することで、**活動の持続可能性**が高まるとともに情報の共有・人材の交流が生まれる

地域活動の**インフラ（基盤）**となる組織



充実した**地方財政措置**の対象となる

1戸1票制ではなく、女性も含めた参加者1人1人が**当事者意識**を持って活動する団体

地域運営組織（RMO）とは

「**地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心**となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織」

地域運営組織（RMO）の現状

団 体 数 令和6年度は地域運営組織が全国で**8,193団体**が確認され、令和5年度（7,710団体）から483団体増加（6.3%増）し、平成28年度に比べて約2.7倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**893市区町村**であり、令和5年度（874市区町村）から19市区町村増加（2.2%増）

組織形態 法人格を持たない**任意団体が90.9%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.0%

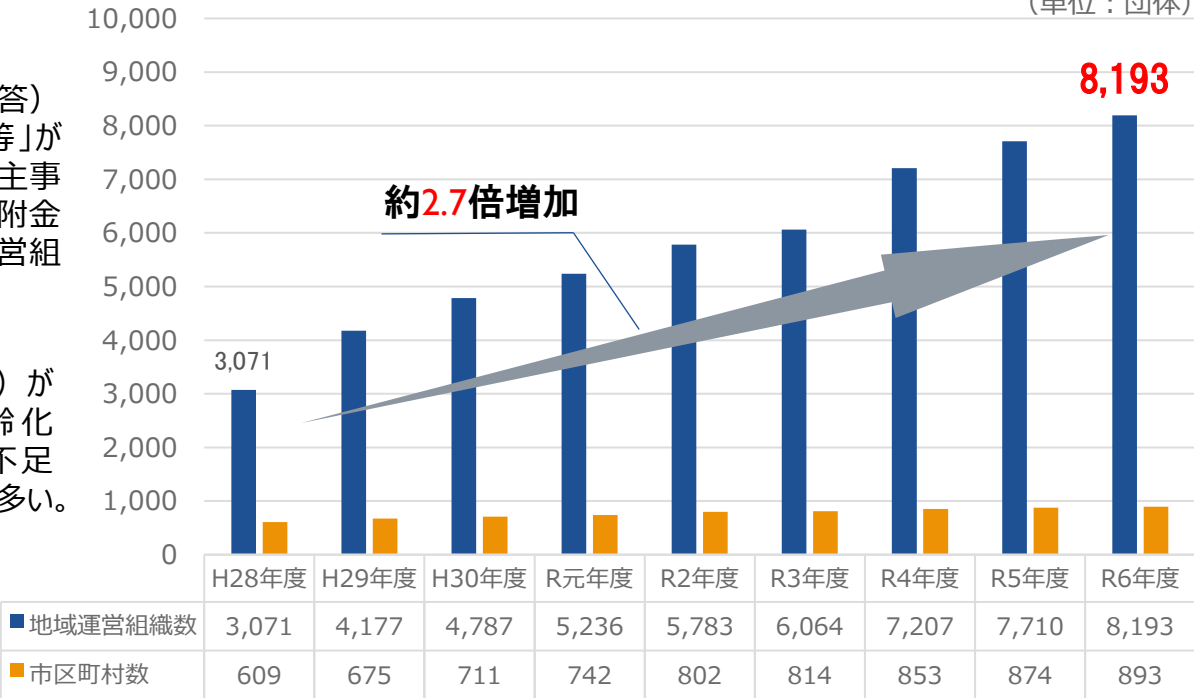
構成団体 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.5%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.8%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.9%）が続く。
(複数回答)

活動拠点 活動拠点を有する団体が97.1%、このうち64.2%が公共施設を使用

活動内容 祭り・運動会・音楽会などの運営（70.6%）が最も多く、交流事業（69.6%）、健康づくり・介護予防（62.5%）、防災活動（61.9%）などが続く。
(複数回答)

収 入 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.9%
(複数回答)

課 題 活動の担い手となる人材の不足（79.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（62.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（61.8%）が続くなど、**人材に関するものが多い**。
(複数回答)

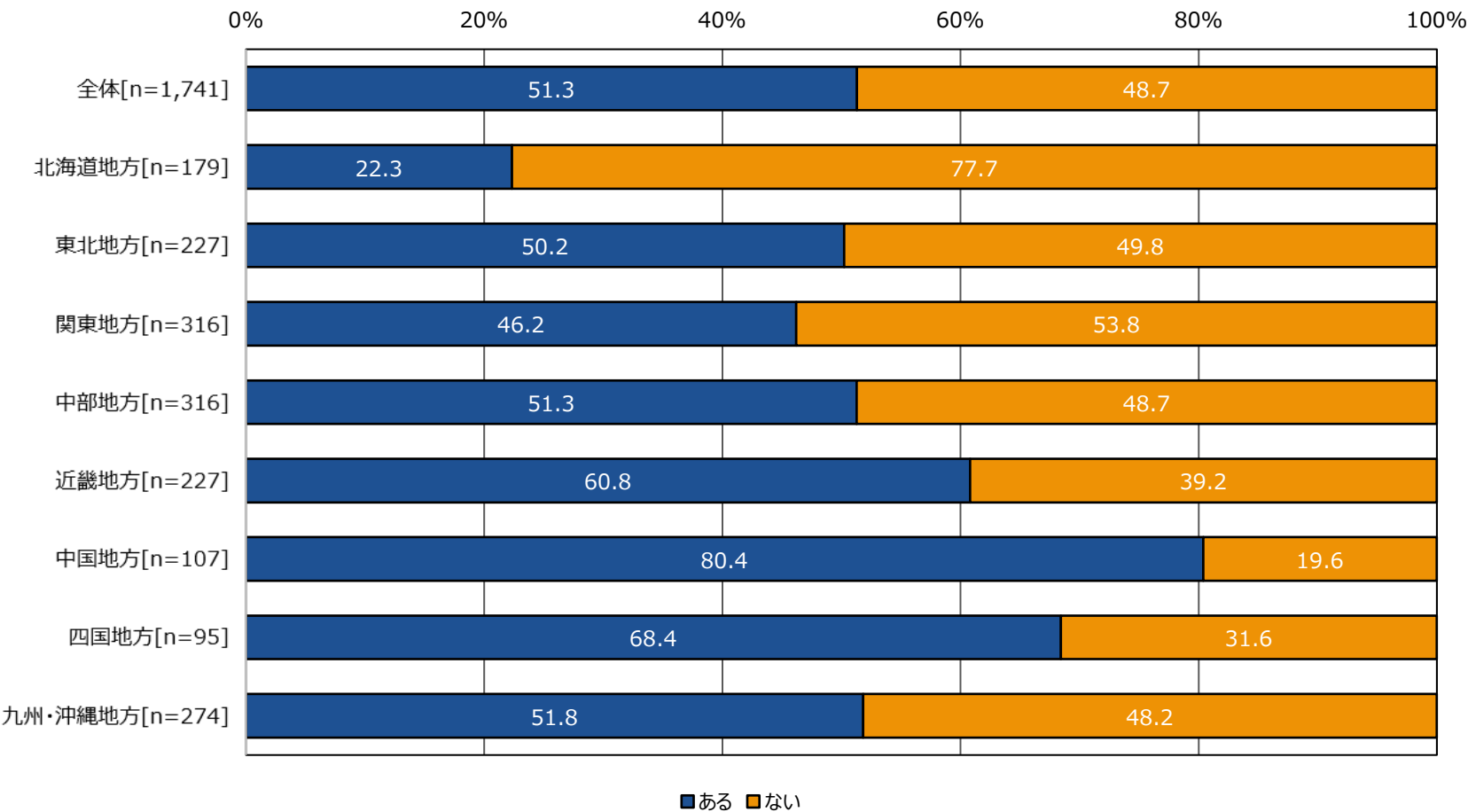


※令和6年度 総務省調査
(市区町村：1,741団体、地域運営組織：8,193団体が回答)

地域運営組織（RMO）の形成状況 ～地域ブロック別～

各市区町村の地域運営組織の有無

- 回答市区町村のうち、地域運営組織の有無については、「ある」が 893団体（51.3%）、「ない」が848団体（48.7%）となっている。
- 「中国地方」が80.4%と最も多く、次いで「四国地方」が68.4%、「近畿地方」が60.8%などとなっている。
- 「北海道地方」が22.3%と最も少ない。

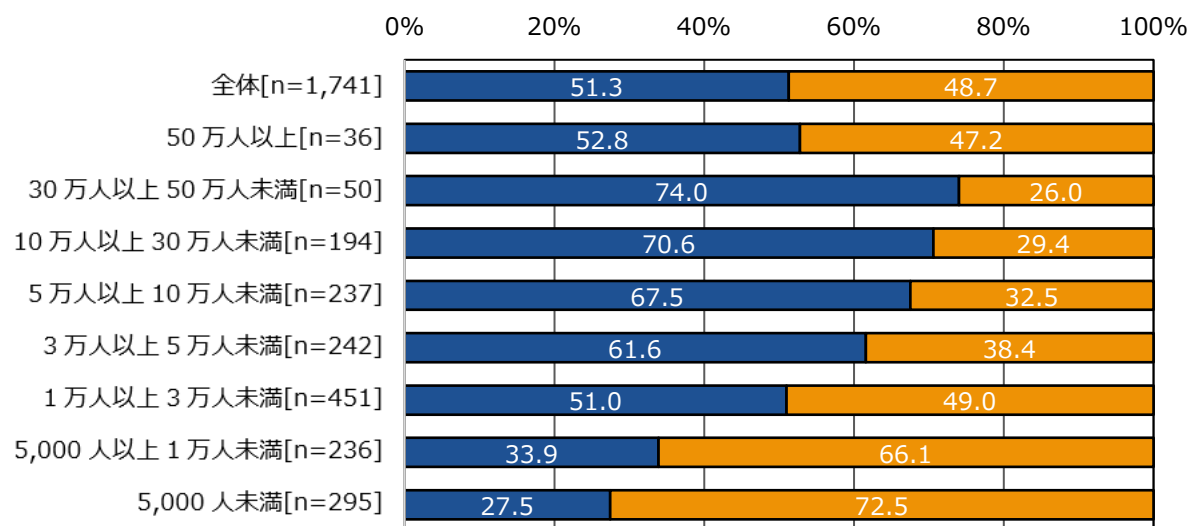


※令和 6 年度 総務省調査（市区町村：1,741 団体が回答）

地域運営組織（RMO）の形成状況 ～人口規模・都市分類別～

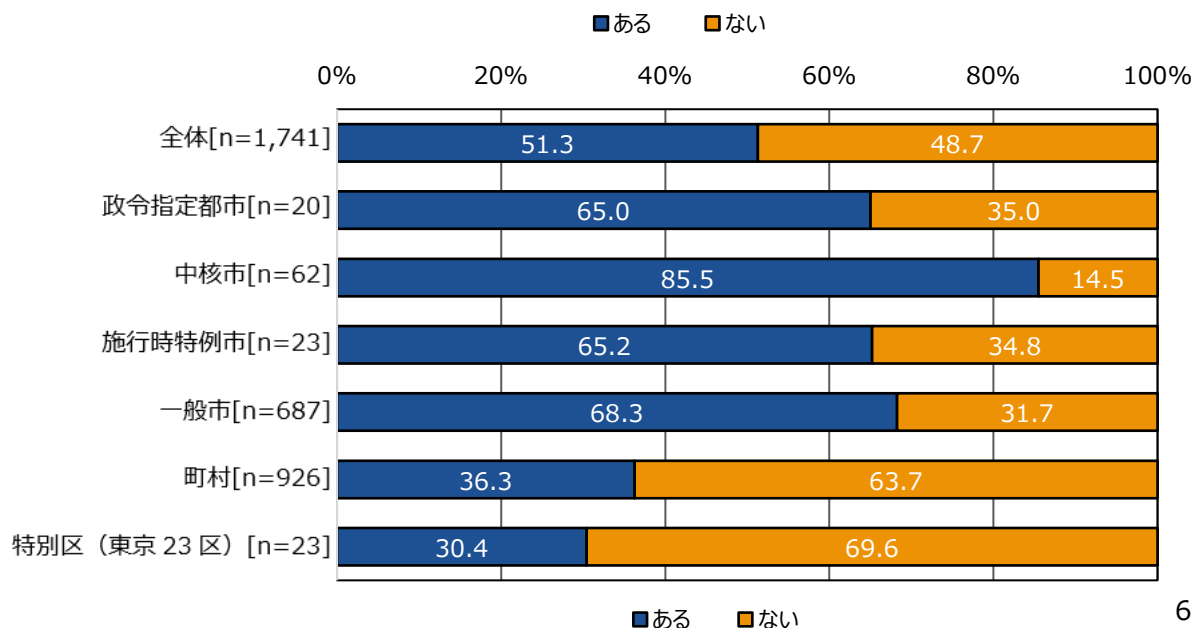
人口規模別

- 回答市区町村の人口規模別に「地域運営組織がある」割合をみると、「30万人以上50万人未満」が74.0%と最も多くなっている。
- 「5,000人以上1万人未満」「5,000人未満」は3割前後と少ない。



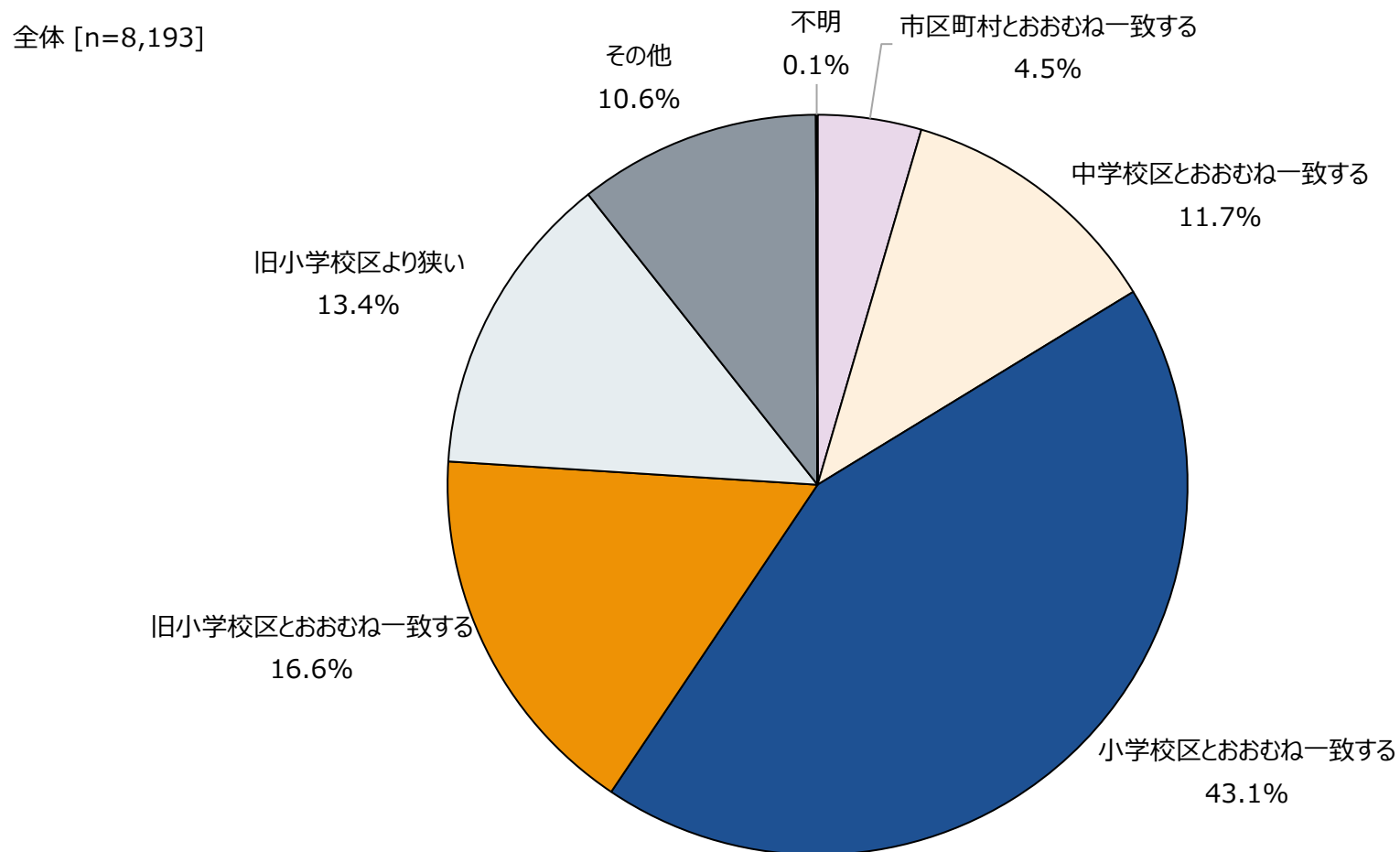
都市分類別

- 回答市区町村の都市分類別に「地域運営組織がある」割合をみると、「中核市」が85.5%と最も多くなっている。
- 「特別区」が30.4%と少なくなっているほか、「町村」が36.3%と少ない。



地域運営組織（RMO）の活動範囲

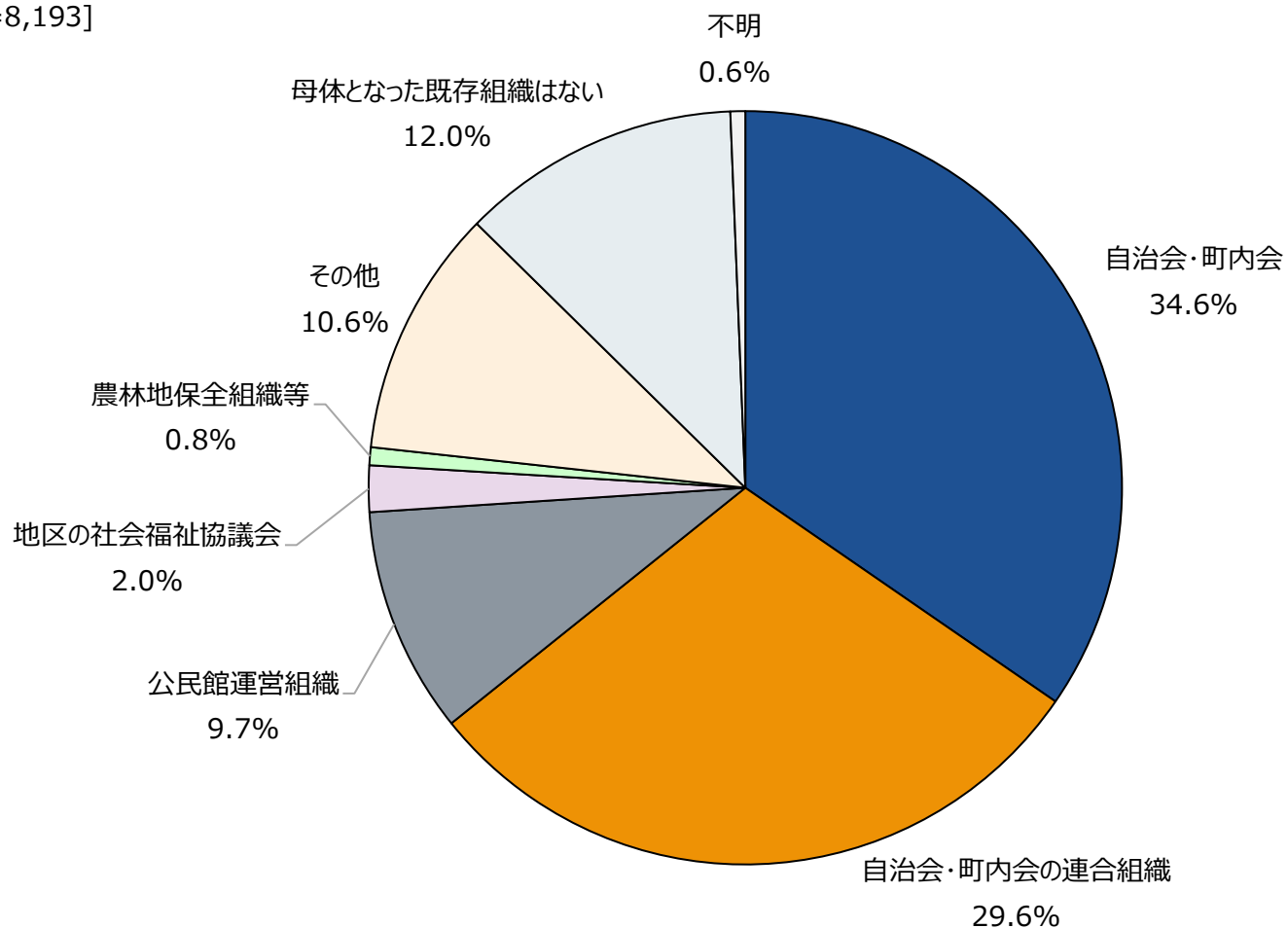
● 学校が置かれている区域との対応関係は、「小学校区とおおむね一致する」が43.1%と最も多く、次いで「旧小学校区とおおむね一致する」が16.6%などとなっている。



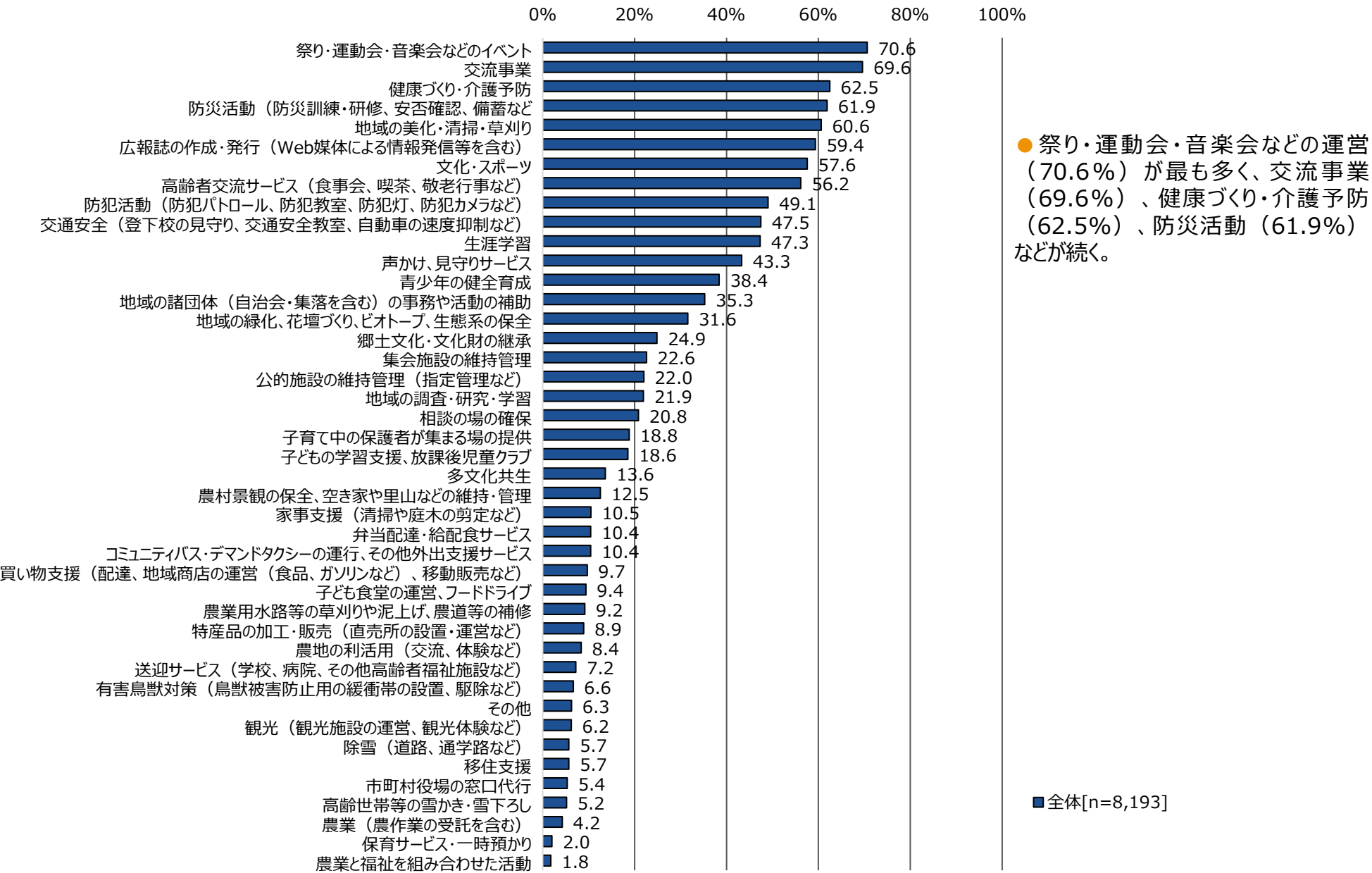
母体となった既存組織

- 母体となった既存組織は、「自治会・町内会」が34.6%と最も多く、次いで「自治会・町内会の連合組織」が29.6%などとなっている。

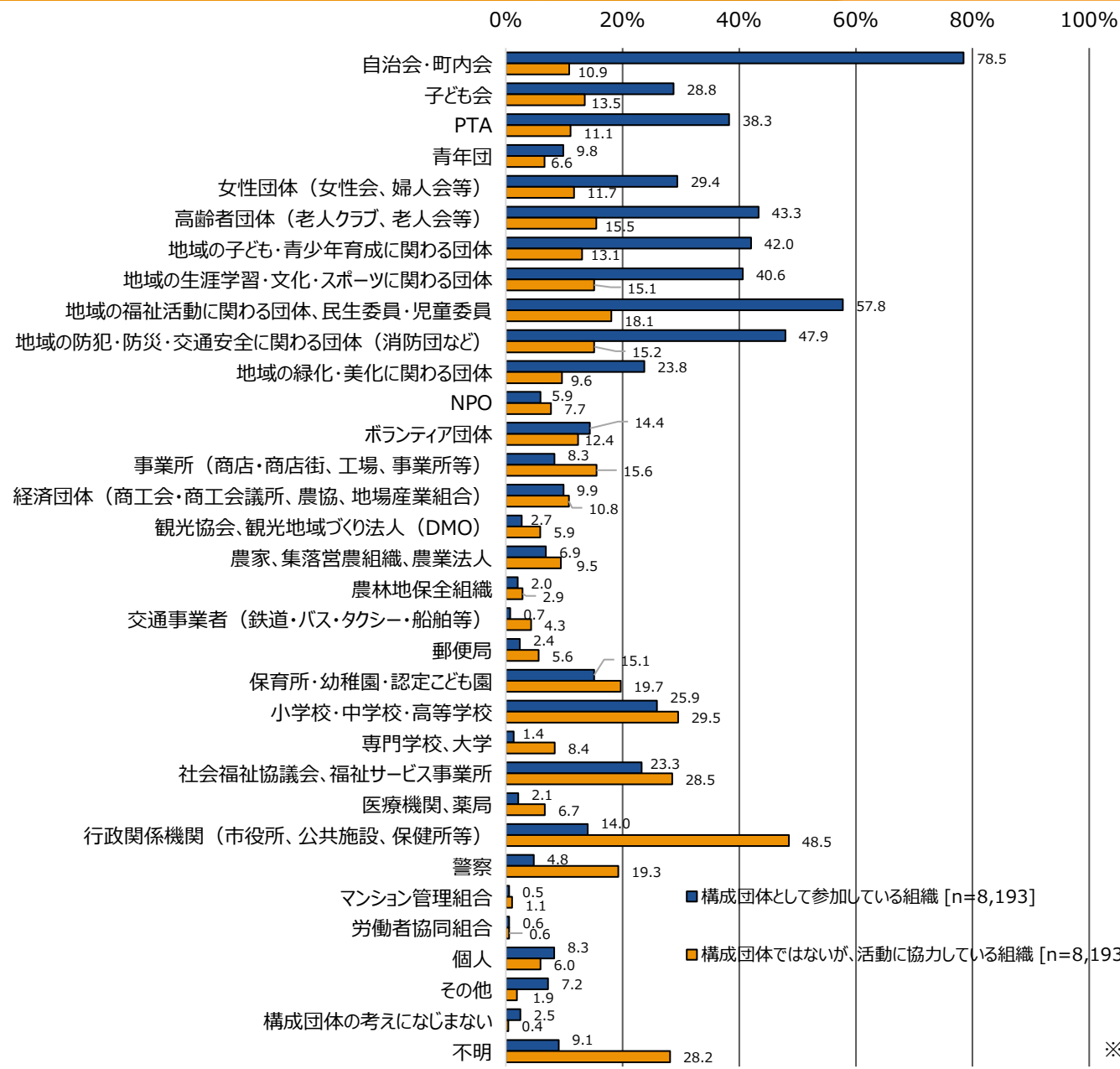
全体 [n=8,193]



地域運営組織（RMO）の主な活動



構成団体・協力団体として参加している組織

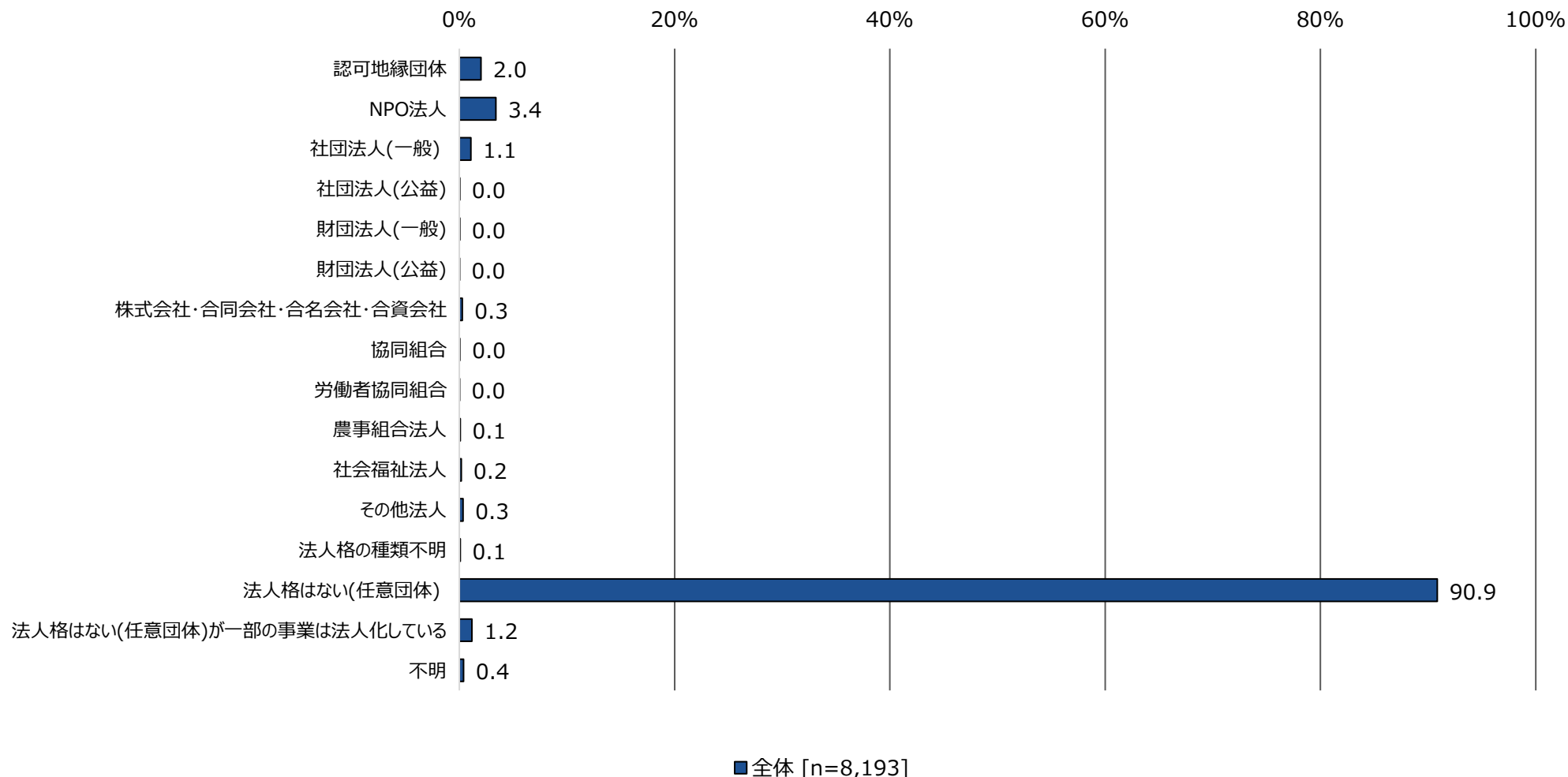


● 地域運営組織に構成団体として参加している組織は、「自治会・町内会」が78.5%と最も多く、次いで「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」が57.8%、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」が47.9%などとなっている。

● 地域運営組織の構成団体ではないが活動に協力している団体は、「行政関係機関（市役所、公共施設、保健所等）」が48.5%と最も多く、次いで「小学校・中学校・高等学校」が29.5%、「社会福祉協議会、福祉サービス事業所」が28.5%などとなっている。

地域運営組織（RMO）の組織形態

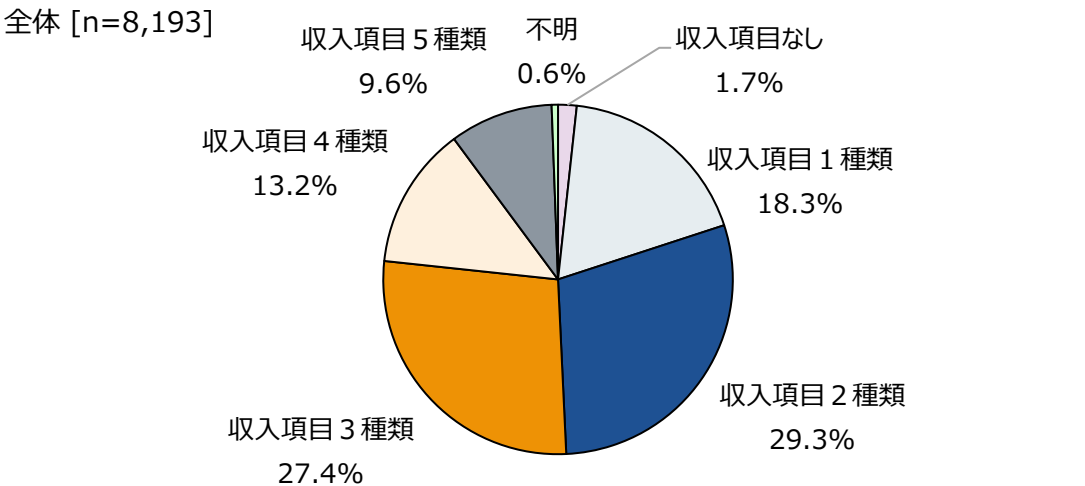
- 法人格の種類は、「任意団体」が90.9%と最も多く、次いで「NPO法人」が3.4%、「認可地縁団体」が2.0%などとなっている。



地域運営組織（RMO）の収入源

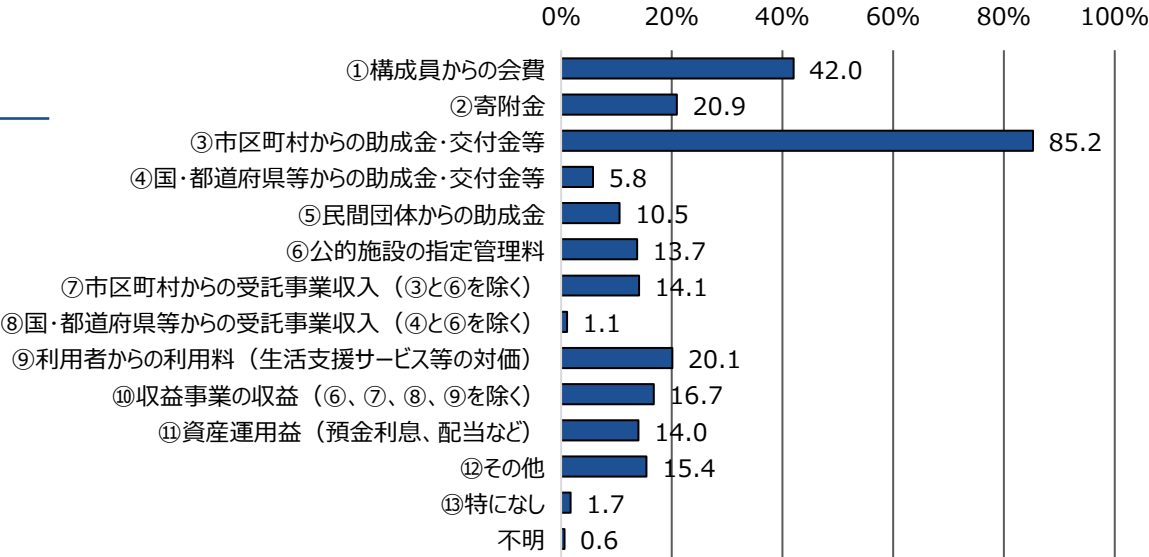
収入の項目数

●収入源の上位5項目の回答を求めたところ、回答のあった収入の項目数は、「収入項目2種類」が29.3%と最も多く、次いで「収入項目3種類」が27.4%などとなっている。



主な収入源 [第1位～第5位を複数回答]

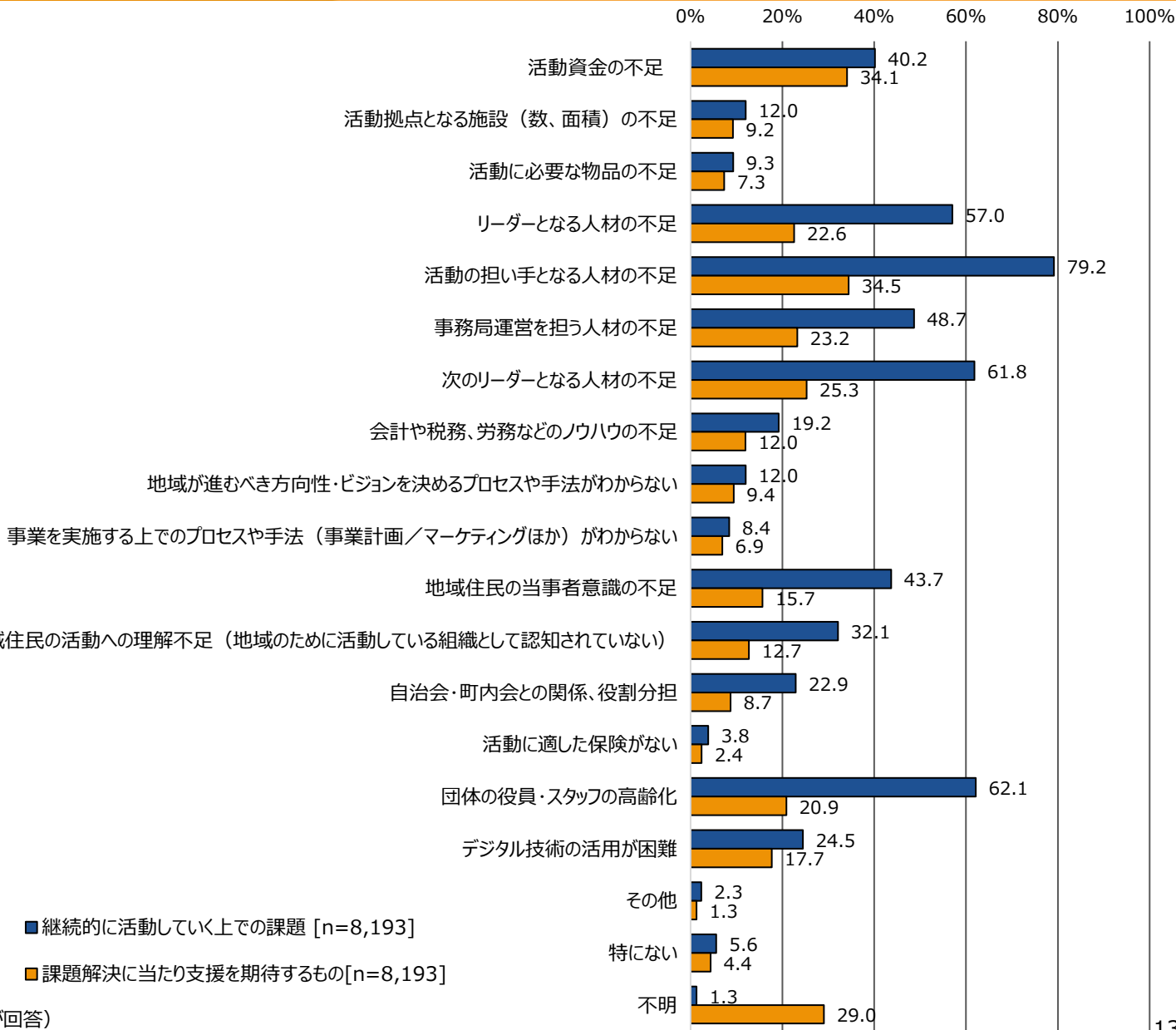
●主な収入源（第1位から第5位までを複数回答）は、「③市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%と最も多く、次いで「①構成員からの会費」が42.0%、「②寄附金」が20.9%などとなっている。



地域運営組織（RMO）の持続的な運営に向けた課題（問題）及び期待する支援

● 継続的に活動していく上で課題（問題）として考えていることは、「活動の担い手となる人材の不足」が79.2%と最も多く、次いで「団体の役員・スタッフの高齢化」が62.1%、「次のリーダーとなる人材の不足」が61.8%などとなっている。

● 課題（問題）解決に当たって支援を期待するものは、「活動の担い手となる人材の不足」が34.5%と最も多く、次いで「活動資金の不足」が34.1%、「次のリーダーとなる人材の不足」が25.3%などとなっている。





総務省

2. 地域運営組織に対する支援について

地域運営組織（RMO）への支援

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題に対する支援

●地域運営組織の持続的な運営に向けた課題

・活動資金の不足

→“カネ”に関する課題

・活動の担い手となる人材の不足

・スタッフの高齢化

→“ヒト”に関する課題

・継続的な活動を行う上でのサポート

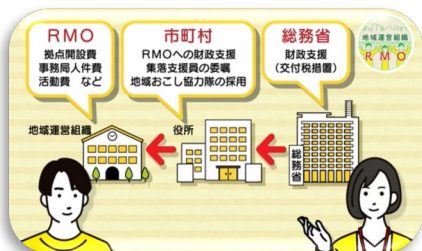
→“ノウハウ”に関する課題

・“カネ”に関する支援

- 地方自治体の地域運営組織の設立、運営及び経営力の強化などに要する経費の支出経費に対して**地方財政措置**

- 地域運営組織が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援する

「**過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業**」の活用



・“ヒト”に関する支援

- 地域運営組織の事務局スタッフ等に「**集落支援員**」や「**地域おこし協力隊**」の活用



・“ノウハウ”に関する支援

- 総務省のホームページに掲載されている各種テキスト、手引きなどの活用

- 地域運営組織の設立・運営をサポートする第三者である「**中間支援者**」の活用

- **都道府県・市区町村**の支援の活用

このあとの事例発表、パネルディスカッションで実際の取組、施策について紹介！

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

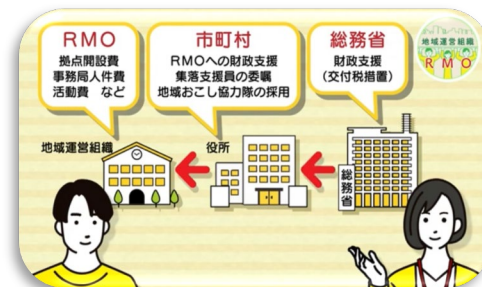
※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

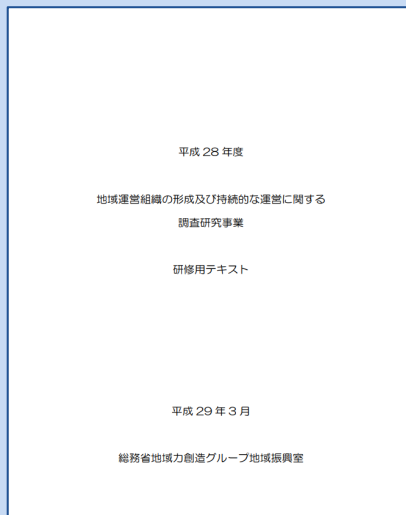
※措置率1/2・財政力補正



地域運営組織の立ち上げや持続的な活動、組織運営を見直す際のヒント

総務省では、地域運営組織の立ち上げなどに際してヒントとなる情報などをホームページで掲載しています

● 組織を立ち上げたい際はこちら

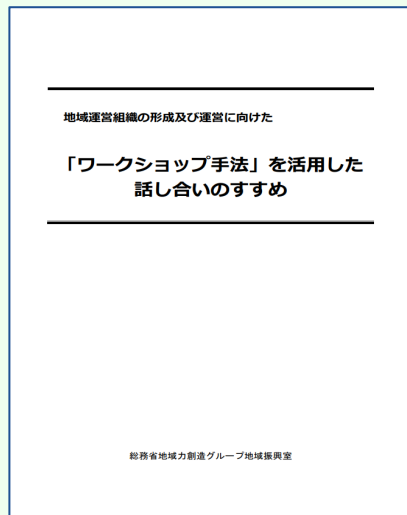


・地域運営組織の立ち上げや運営に当たっての課題を4つに分類し、解決のヒントを掲載！

https://www.soumu.go.jp/main_content/000997424.pdf



● 地域の方と話し合いをうまく進めたい際はこちら



・自治体職員へ向けた“話し合いの進め方”のアイデアをワークショップ手法に着目し、掲載しています！

https://www.soumu.go.jp/main_content/000997425.pdf



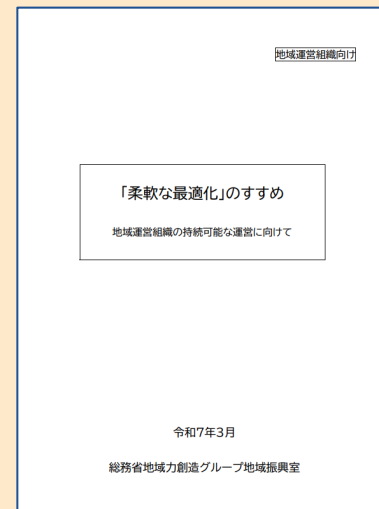
● 活動や組織運営を見直したい際はこちら



【自治体職員向け】

・地域運営組織の活動内容について見直したい場合等に参考となるテキストとなっております！

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001568.pdf



【住民の皆様向け】

・地域運営組織の活動内容について見直したい場合等に参考となるテキストとなっております！

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001569.pdf



地域運営組織の立ち上げや持続的活動、組織運営を見直す際のヒント

● 地域運営組織などを支援するノウハウを持った団体（中間支援者）の存在について

総務省では、研究事業をとおして地域運営組織の立ち上げや運営を支援する第三者（**中間支援者**）に関する調査・研究を進めています。
令和6年度研究会では以下のような中間支援者が確認されました。（令和6年度「柔軟な最適化」のすすめ（行政向け）より抜粋）

氏名、団体名	二次元コード	氏名、団体名	二次元コード
高橋 由和 （特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク）		NPO法人みんなの集落研究所	
若菜千穂 （NPO法人いわて地域づくり支 援センター 常務理事）		柏木登起 （NPO法人シミンシーズ 代表理事）	
斎藤主税 （NPO法人都岐沙羅パート ナーズセンター 事務局長）		作野広和 （島根大学 教育学部 教授）	
一般社団法人 コミュニティサポートおおいた		一般社団法人 高松市コミュニティ連合会	

※地域運営組織の立ち上げや運営を支援する「中間支援者」について、総務省では引き続き、全国的な実態の把握を進めてまいります。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R7当初予算額：400百万円
(R6予算額：400百万円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

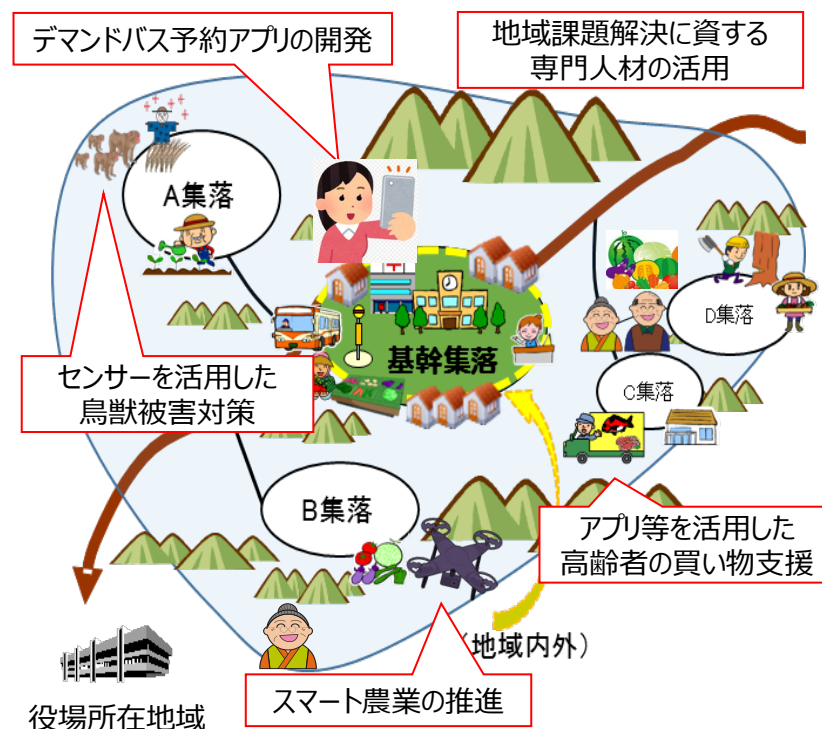
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する

兼任 40万円 時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

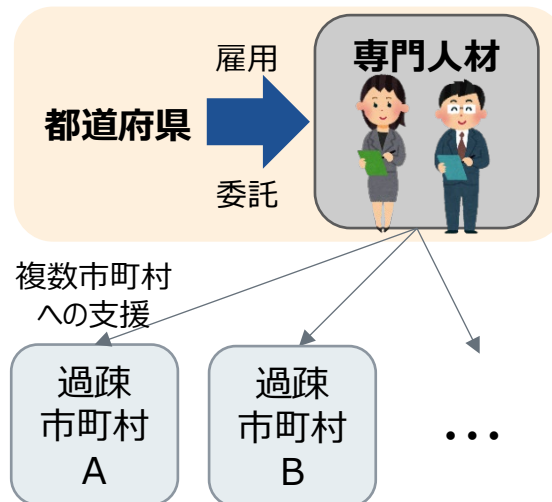
要件

- ①過疎地域その他の条件不利地域、人口急減地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄、人口急減地域）を有する複数の市町村への支援が対象
- ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間590万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等
- 特定地域づくり事業の推進
 - …特定地域づくり事業協同組合の設立支援・運営支援 等

地方公務員の営利企業への兼業について

- 地方公務員の兼業については、自律的なキャリア形成や自己実現のニーズ、高齢化・人口減少などの社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められています。総務省では、地方公務員の兼業のあり方について検討を行うため、令和6年9月に有識者検討会を設置しました。同検討会における検討結果を踏まえ、本年6月に各自治体に対して、以下に示すポイントや留意事項を示した技術的助言を発出したところです。

- **全体の奉仕者**としての性質上、職員が兼業を行う際には、
 - ① 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと（**公務能率の確保**）、
 - ② 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと（**職務の公正の確保**）、
 - ③ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと（**職員の品位の保持**）、の**3点の基本的な原則**を満たすことを確認する必要がある。
- **各地方公共団体は**、本来営利企業等への兼業が認められていた地方公務員制度の原点に立ち返りつつ、**職員のニーズや社会情勢の変化も踏まえた内容の許可基準**を法の趣旨の範囲内で**創意工夫のうえ、設定**することが求められている。

許可基準を設定・運用するに当たってのポイント

○ 公務能率の確保の観点

- 兼業時間数の上限を設定し、範囲内であることを**確認**
- 勤務状況にも目を配り、心身に疲労が生じていないか、集中力の欠如がみられないか等、職員の状況を**把握**

○ 職務の公正の確保・職員の品位の保持の観点

- 兼業する職員の職務と兼業先の団体、事業又は事務との間に相反する利害関係がないこと（又は生じるおそれがないこと）を**確認**
- 報酬額が社会通念上相当と認められる範囲であることを**確認**

※ 上記のほか以下の点に留意のうえ、運用することが必要

- ・ 兼業は、あくまでも職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用とならないこと
- ・ 兼業の内容を個別に勘案のうえ、3点の基本的な原則が確保されるかを確認すること

3点の基本的な原則を満たす場合においては、これまで中心となっていた社会貢献活動に従事する兼業だけでなく、今回明確化した**営利企業の従業員との兼業**（例：民間事業者におけるスポーツインストラクターなど）や、**職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営兼業**（例：書道教室の経営など）をはじめとした**兼業を行うことが可能**。

- 少子高齢化や過疎化が進む地方において、地域内の事業の担い手不足や、それに伴う生活インフラ機能の劣化などが進展。
- こうした地域の活性化のためには、①人材づくり（地域内外からの人材確保）、②コミュニティづくり（くらしの仕組み）、③しごとづくり（カネとその循環する仕組み）、が求められている。
- 労働者協同組合は、特に①や③を直接担い、②にも貢献しうる地域活性化の担い手の選択肢の1つとして、活用できるのではないか。

①人材づくり

地域住民
地域おこし協力隊
特定地域づくり事業協同組合

- ・ 地域内外からの人材呼び込み（UIターン）
- ・ 年間を通じた安定的な雇用・マルチワーカー派遣



インフラ・生活サポート
機能の劣化

地域内の事業や生活を支える人材不足

地域内外からの人材の
定着の可能性も

※協力隊隊員による労協設立の事例あり
※ 今後特地把退職した職員が労協を設立するといった例が出ることも考えられる



地域の衰退

高齢化による
生活の困難化

産業の衰退

生活を支える事業者の廃業
農林漁業離れ

②コミュニティづくり

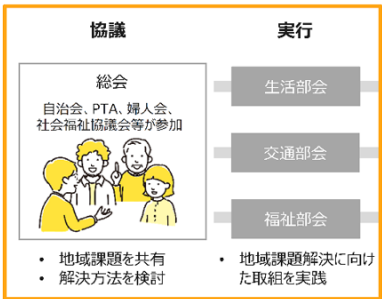
(一体型のイメージ)

〇〇地域づくり協議会 (= 地域運営組織)

市町村
地域運営組織 (RMO)

- ・ 地域内の多様な関係者が参画する課題解決の協議
- ・ 解決に向けた取組の実践

※RMOのうち、特に農用地保全など農に関する活動を行う組織（農村RMO）の取組も推進されている。



③しごとづくり

労働者協同組合などの活用

- ・ 住民による地域づくりを仕事に
- ・ 地域の困り事を細かく受託
- ・ 地域内外の高齢者の活躍の場にも
- ・ 事業承継の受け皿法人にも

※RMOの一部事業を法人化することで、円滑な事業活動や事業の継続性といったメリットも
※労協以外にも、NPOや企業組合などの活用も考えられる



労働者協同組合の概要

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域みんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。
労働者協同組合は3つの基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的としています。

基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

労働者協同組合の活用例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」もご利用ください
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

「地域荒廃山林の開墾・
キャンプ場運営で愛される土地に」
Camping Specialist労働者協同組合
(三重県四日市市)



「地域の困り事解決のため、
住民による地域づくりを仕事に」
労働者協同組合うんなん
(島根県雲南市)



「経験豊かな高齢者が
いきいきと働ける場づくり」
労働者協同組合上田
(長野県上田市)



「県外の人も参加できる
地域の困りごと支援」
東白川村労働者協同組合
(岐阜県東白川村)



「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

社会総掛かり

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

共有

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



コミュニティ・スクール = 学校運営協議会 を導入した学校

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）



学校運営協議会

保護者、地域住民が参画し、学校運営や運営に必要な支援に関する協議を行う合議制の機関

【権限】

- 校長が作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成を含む）を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

<活動内容例>

- 学校評価の実施
- 地域と実施する活動の内容を協議（郷土学習、防災活動、環境整備等）
- 働き方改革に必要な支援の調整



校長等



学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

意見

学校運営
教職員の任用

任命

教育委員会

協力

○委員；10～15人程度

- ・自治会代表、保護者
- ・地域学校協働活動推進員
- ・青年会議所、同窓会の代表
- ・民生委員
- ・その他教育委員会が必要と認める者



保護者・地域住民

美川まちづくり協議会



美川小学校コミュニティ・スクール

みかわ未来プロジェクトの立ち上げ

地域課題の解決に向け、住民全体が一丸となって地域の未来を考えるプロジェクトを企画

- ・美川小6年生が、まちづくり協議会の協力を得て、総合学習にて「空き家の活用」をテーマに活動
- ・最終的に空き家の具体的な活用方法について、6年生が提案し、実際に、町屋を活用したカフェを実験的に実施

成果

「地域の宝」を発見

ヒト

- ・美川まちづくり協議会
- ・美川小6年生と保護者
- ・地域住民

モノ

- ・空き家になった町屋
- ・温泉
- ・美川の伏流水

コト

- ・美川おかえり祭り
- ・北前船寄港地 ・船主集落
- ・白山手取川ジオパーク

ポイント
！

まちづくり協議会会長が学校運営協議会委員兼コーディネーターとして、プロジェクトを主体的に企画・運営したからこそ、プロジェクトが成功した

(国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会での議論を踏まえ、R3.6 とりまとめ)

背景・基本的な考え方

- 近年、人口減少・高齢化等の進行によって土地需要が低下し、低・未利用地や空き家の増加、農地の荒廃など、管理が行き届かなくなる土地の発生等による課題が発生
- 人口減少下では、**全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難**
- **優先的に維持したい土地を明確化、管理方法の転換等**を進めることが重要
- 地域住民の発意と合意形成を基礎とした地域主体の取組と多様な主体の参加・協働による国土管理の推進が必要

「国土の管理構想」の概要

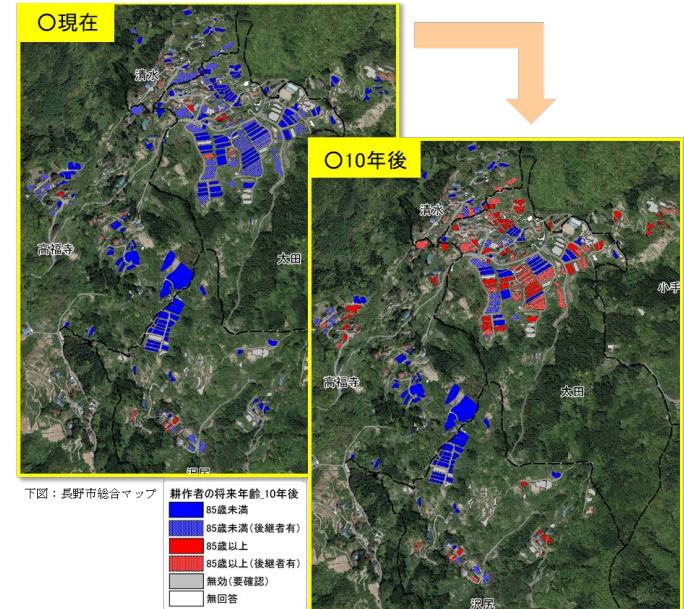
- 「国土の管理構想」は、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したもの。分野横断的・統合的に国土全体の管理の在り方を提示
- 国だけでなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針
- 都道府県・市町村・地域（集落等）の各レベルで、人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想**を策定。市町村や地域では、これを**地図上に見える化（管理構想図）**
- 各レベルにおける策定を推奨し、特に中山間地域などを中心に、市町村や地域における取組が進むことを期待

今後の取組

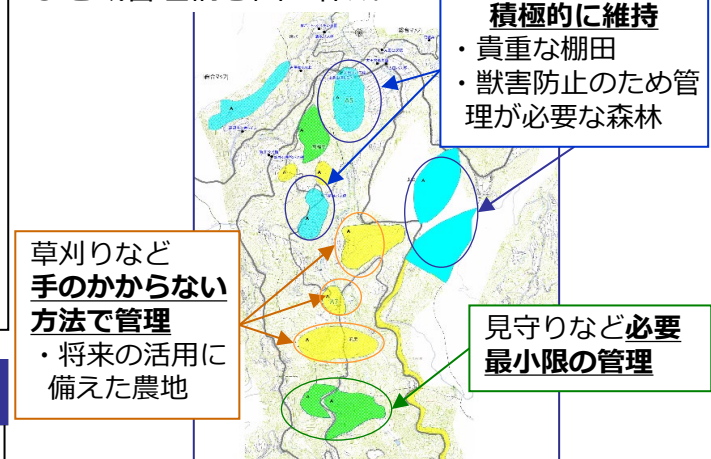
- 市町村や地域における取組の推進に向け、事例の形成や人材育成などにより取組の後押しを図る

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成



・管理構想に関する講習会(人材育成研修)を開催

令和7年度は、①10/17(金)、②10/30(木)に開催予定です。

※①入門編は9月中旬に受付開始予定です。詳細は今後HP等にてご案内します。

I.【入門編(知ろう)】(参加無料) 定員500名

日時:令和7年10月17日(金) 14:00~16:00(予定)

開催方法:オンライン開催(Zoomウェビナー)

内容:1 管理構想の概要 国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室
岩手大学名誉教授 広田 純一

2 管理構想の事例紹介

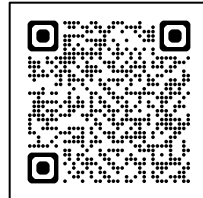
(1)地域管理構想

秋田県三種町下岩川地区

(2)市町村管理構想

山口県下関市

3 質疑応答



こちらからアクセスし、
昨年度の研修動画を是非ご視聴ください。

<https://youtu.be/RWG4OZiMtJQ>

II.【実践編(作ろう)】(参加無料) 定員30名

日時:令和7年10月30日(木) 10:00~16:00(予定)

開催方式:対面形式

開催場所:東北地方整備局 会議室(宮城県仙台市)

内容:1 オリエンテーション 長岡技術科学大学名誉教授 中出 文平
新潟県長岡市

2 模擬体験



市町村管理構想・地域管理構想 講習会

人口減少社会における
土地の利用・管理と地域づくり
~これからの地域の土地の使い方をみんなで考えよう~
令和5年10月19日(木)14:00~16:30(オンライン開催)

※【実践編(作ろう)】への参加希望者は、【入門編(知ろう)】と併せての受講を推奨します。

※募集方法・プログラムが決定次第、詳細を以下のサイトに掲載します。

URL:<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000141.html>



お問合せ先: 国土交通省国土政策局総合計画課 国土管理企画室

TEL: 03-5253-8359

Mail: hqt-kanrikoso@gxb.mlit.go.jp

INFORMATION～各種情報について～

- ・地域運営組織に関する総務省のホームページはこちら

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html



- ・地域運営組織に関する基本的な紹介動画をご覧になりたい方はこちら

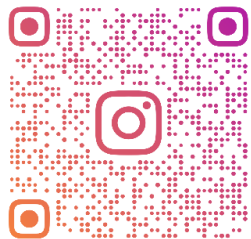
<https://youtu.be/F4Jpiba5eTA>



“地域運営組織とは”といった内容となっておりますので、**地域運営組織に関する研修会**や**自治体での職員の事務引継ぎ**など、様々ご活用ください！

- ・地域振興室のInstagramはこちら

https://www.instagram.com/mic_chishin/



MIC_CHISHIN



Follow me !!

3.「指定地域共同活動団体」制度について

総務省
自治行政局
市町村課

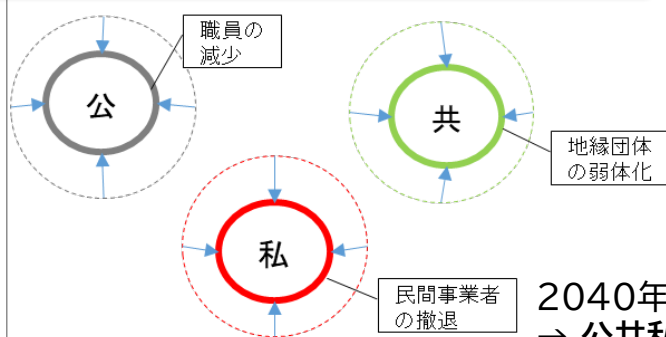
令和7年9月

- 地域の多様な主体の連携及び協働の推進
 - 第33次地方制度調査会 答申(抄)
 - 『指定地域共同活動団体』制度の創設
 - 『指定地域共同活動団体』制度の概要
 - 『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置
- 《補足資料》
- 地方制度調査会における参考事例
 - 「指定地域共同活動団体」制度の導入事例
- 〈参考資料〉
- 総務省HP-地域コミュニティ
 - 自治会・町内会等における最近の動きについて

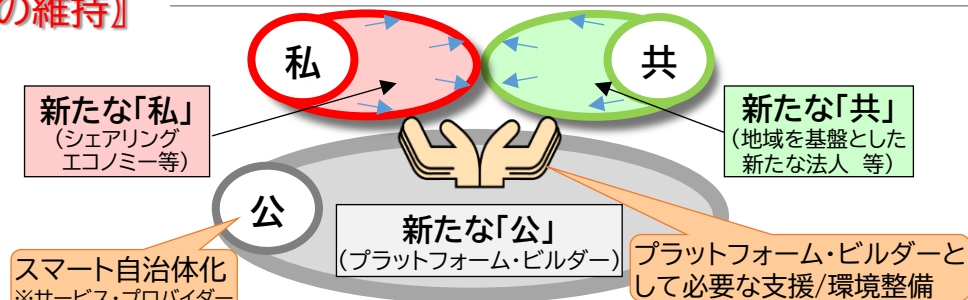
地域の多様な主体による連携及び協働の推進について

H30) 自治体戦略2040構想研究会

【公共私によるくらしの維持】



2040年頃を見据えた課題
→ 公共私機能の低下



☆ 自治体は、新たな公共私協力の関係性を構築する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められる

R2) 第32次地方制度調査会 答申

【公共私連携】

- ❖ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に。 → ① 連携・協働のプラットフォーム構築、② 地縁法人制度の再構築、共助の担い手の基盤強化

R 4) 地域コミュニティに関する研究会 報告書

【地域コミュニティの様々な主体間の連携】

- ✓ 防災や地域福祉分野等における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、資金面・非資金面の支援を行うことが期待される。

R5) 第33次地方制度調査会 答申

【公共私連携 - 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携】

- 人口減少等により経営資源が制約される中で住民の暮らしを支えていくため、市町村と地域の多様な主体の連携・協働が重要。
- 地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付けについて、法律上、市町村の判断で明確化することを可能にすべき。

R6) 地方自治法の一部改正

【地域の多様な主体の連携及び協働の推進】 ⇔ 『指定地域共同活動団体』制度の創設

- ◎ 市町村は、地域の多様な主体と協力して住民の福祉の増進を図る。
- ◎ 地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとする。

円滑な導入・運用に向けて、
先行事例等の把握を通じた
調査研究や周知・啓発等を実施

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

(令和5年12月21日)

2 公共私連携 (1)地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み(プラットフォーム)を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。(中略)

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要がある。そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要がある。

【地制調における参考事例】を参照

【地制調における参考事例】を参照

『指定地域共同活動団体』制度の創設(R6地方自治法一部改正)

市町村が条例で具体化(制度導入の可否は市町村の判断)

- ## 1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・ 地域の美化・清掃
 - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、
子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、
市町村長が指定することができる。

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動(特定地域共同活動)を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- ・他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- ・市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催
- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
 - 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。
- 



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施
- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。
- 



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ①

※『「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について』（令和6年9月26日付け総務省自治行政局市町村課長通知）等より
※〔 〕内は、地方自治法第260条の49の条項を示す

1. 指定の対象 ◆ 指定地域共同活動団体として指定することができる対象は、次の2点のいずれにも該当する団体〔第2項本文〕

1) 地域的な共同活動を行う団体であること

- 当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、現にそのような活動を行っている団体であること ⇨ 指定の対象は、「地域的な共同活動を行う団体」に限られる

例) 営利企業 × (注 本来の目的が地域的な共同活動を行うことではないため)

2) 地縁による団体〔法第260条の2第1項〕その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者(住民)を主たる構成員とするものに限る。)又は 当該団体を主たる構成員とする団体 であること

- 本制度は、地域において住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(≡ 特定地域共同活動)を行う、住民を主たる構成員とする団体の活動に着眼したもの

想定される構成員の区分	主たる/従たる構成員の整理による指定対象の要否		
	パターンA = ○	パターンB = ○	パターンC = ×
① 住民 ▪ 市町村内の一定の区域に住所を有する者	主	従	従
② 地縁による団体 ▪ ①を主たる構成員とする団体	従	主	従
③ ①②以外の主体 ▪ 住民以外の個人(通勤・通学者等) ▪ ①を主たる構成員としない団体(住民主体ではない 市民活動団体、非営利団体、企業、商店街連合会 等)	従	従	主

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ②

2. 指定の要件 ◆ 地域の実情に応じて市町村の**条例**で定めることを基本としつつ、次の全ての要件を具備する必要〔第2項各号〕

1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして **条例**で定めるもの（**特定地域共同活動**）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により 効率的・効果的に行うと認められること〔第1号〕

- ・ 地域的な共同活動のうち、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中で、地域で住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動（≡ **特定地域共同活動**）を行う団体が、指定対象
- ・ 特に必要となる生活サービスの内容は、地域の実情により異なるため、具体的な**特定地域共同活動**の内容は、各市町村の**条例**で定める
- ・ 他団体との連携による相互補完やスケールメリットにより、地域全体として効率的・効果的に生活サービスの提供を行う必要

2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして **条例**で定める要件を備えること〔第2号〕

- ・ 指定の効果として、支援や調整、特例の適用などの特別の立場が与えられることから、適正な運営が確保されていることが必要

① 民主的な運営

→ 構成員全員の意思に基づいて団体運営に係る意思決定がなされている（例）代表者及び役員の構成員の意思に基づく選出

② 透明性の高い運営

→ 活動状況や財務状況などが対外的に公開されている（例）活動報告や会計書類の公表

③ その他適正な運営

→ ①②以外の事項により運営の適正性が図られている（例）構成員資格の得喪に係る適正な運用など

3) 一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていること〔第3号〕

- ・ 組織としての基本的な体制を備えるため、一定の事項を定める必要

① 目的、② 名称、③ 主としてその活動を行う区域、④ 主たる事務所の所在地、

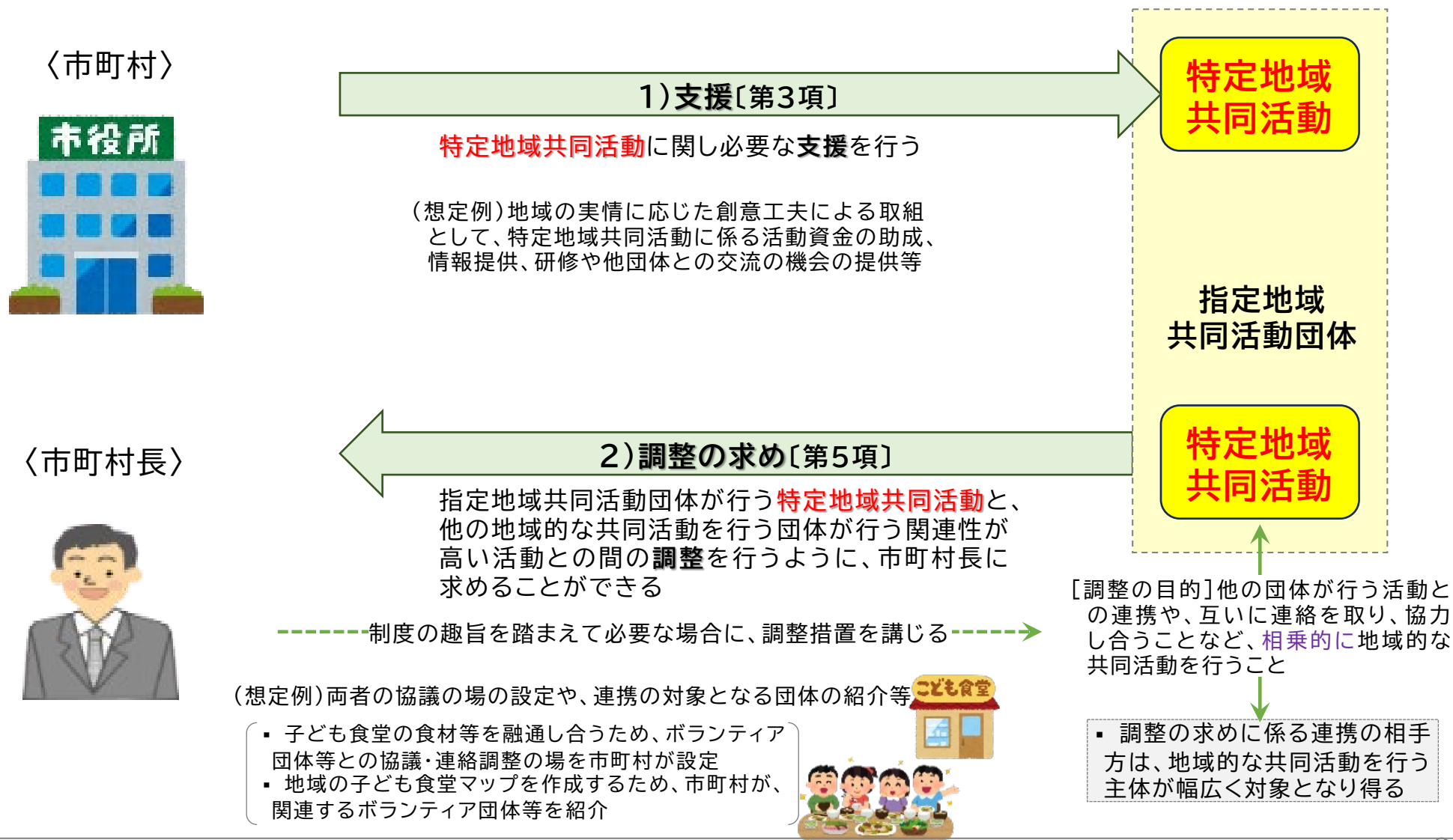
⑤ 構成員の資格に関する事項、⑥ 代表者に関する事項、⑦ 会議に関する事項、⑧ 会計に関する事項

4) 上記のほか、**条例**で定める要件を備えること〔第4号〕

- ・ 1)で規定する活動内容、2)・3)で規定する運営の適正性とは異なる考慮事項を反映させるため、**条例**で独自に要件を設けることが可能

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ③

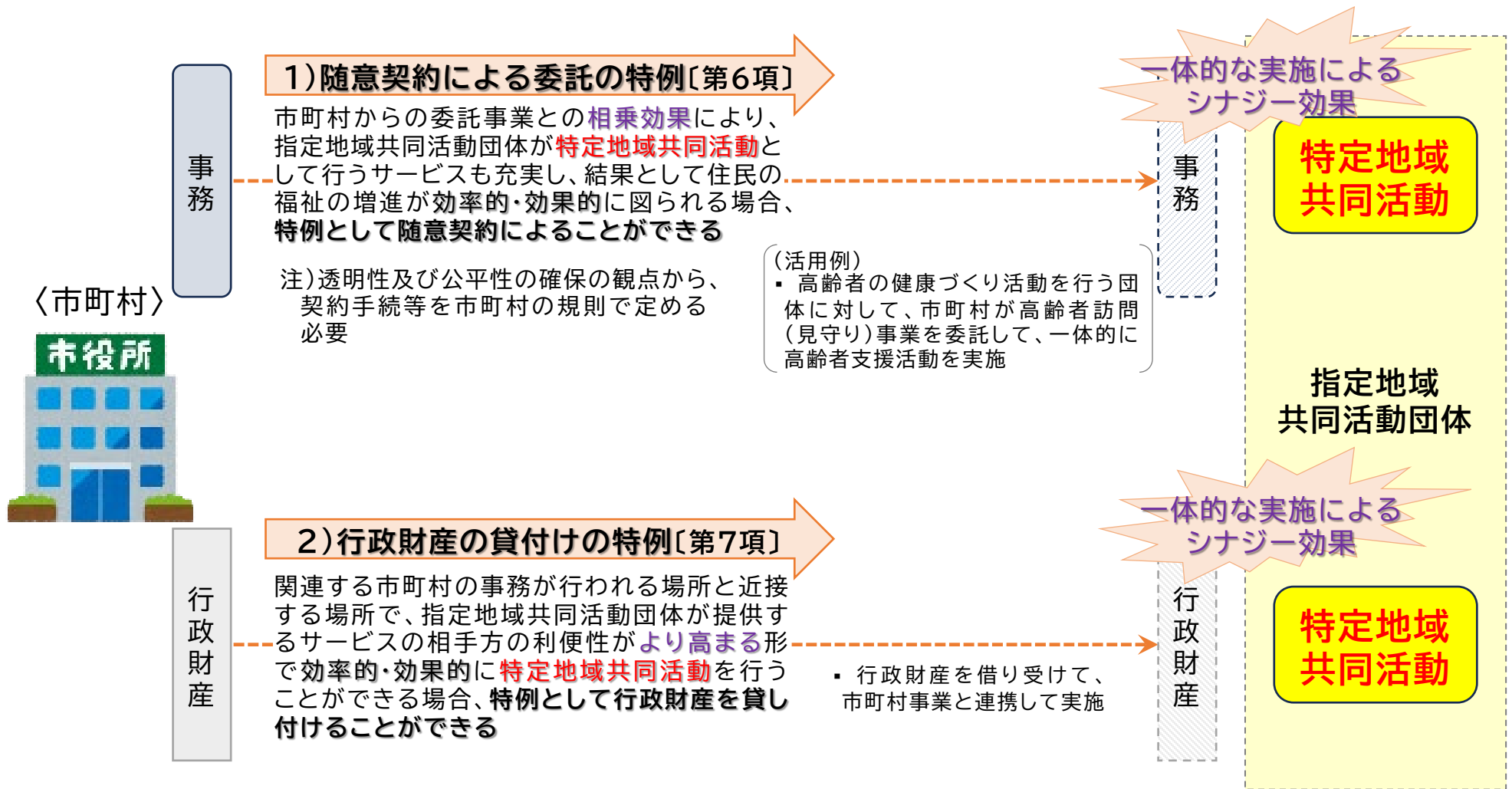
3. 支援・調整 ◆ 市町村と指定地域共同活動団体が協力して、効率的・効果的に活動を行えるよう、市町村が支援や調整を行う



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ④

4. 随意契約及び行政財産の貸付けに関する特例

◆ 市町村と指定地域共同活動団体が行う**特定地域共同活動**との**相乗効果**により、効率的・効果的に住民の福祉の増進を図る環境の整備に資する場合には、**随意契約による事務委託及び行政財産の貸付けを可能とする特例**を設けている



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ⑤

5. 適正な運営を確保するための仕組み

◆ 団体の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村からの関与は、必要最小限の事項に限定

1) 指定地域共同活動団体の活動状況及び支援の状況の公表〔第4項〕

〈市町村長〉



- 活動の状況や団体への公金支出を含む市町村による支援の状況について、指定を行った市町村長が住民への説明責任を果たす

2) 報告徴収〔第10項〕

特定地域共同活動の適正な実施を確保するため、報告を求めることができる

3) 措置命令〔第11項〕

適正な運営確保のための必要な一定の場合に、期限を定めて、改善措置命令ができる

4) 指定の取消し〔第12項〕

適格性を欠くと認められる一定の場合に、指定を取り消すことができる

指定地域共同活動団体

- ✓ 求めに応じて、必要な情報を報告する
(cf. 特定地域共同活動の状況、指定要件の具備の確認、支援や調整・特例(随契・行政財産の貸付)の適用の確認に必要な情報の取得、組織・運営等に関する事項等)
- ✓ 適正な運営を確保するための改善措置を講じる
(①指定要件の不備、②法令等違反、③不適正な運営の改善)
- ✗ 指定が取り消される
(①指定要件を欠き改善が期待できない、②措置命令違反、③不正な手段による指定の申請、④その他条例の定め)

6. 条例等の整備

◆ 本制度の導入・運用に当たり、市町村が、地域の実情に応じて、**条例**等で定めることが想定される主な事項

① 法令上、**条例**に規定することが委任されている事項

ア. 指定に必要な要件に係る事項

- 特定地域共同活動の内容〔第2項第1号関連〕
- 民主的で透明性の高い適正な運営を確保するための具体的な要件〔第2項第2号関連〕
- その他条例で指定要件を定める場合の具体的内容〔第2項第4号関連〕

イ. 適正な運営を確保する仕組みに係る事項

- 市町村長による指定の取消しを行うことができる事由として、その他条例で定める事項〔第12項関連〕

② その他、指定の申請等の手続や支援・調整の内容等、制度の円滑な運用に当たって必要と考えられる事項

③ 一定の場合に認められる随意契約の特例の適用に当たり、契約手続の透明性及び公正性の確保を図る観点から、契約締結の手続として、規則(ex. 契約規則・財務規則・会計規則等)で定めることが想定される事項

『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用・特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

→ 拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外^①の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①・②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置(算定対象に追加)を講じる。

① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費

② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

① これから「指定地域共同活動団体」になる主体への市町村による形成支援

② 市町村において、指定の要件等を定めた条例が施行されて、「指定地域共同活動団体」制度を導入していることが前提

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → 特別交付税措置(※) |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置(※) |

※ 特別交付税措置(措置率0.5・財政力補正あり)

支援対象が「指定地域共同活動団体」である場合には、その主体が、地域運営組織、地域運営組織以外のいずれの場合でも、同水準の地方交付税措置を講じる。

地域運営組織に対する条例における位置付けについて ①

三重県名張市（地域づくり組織）

- 趣 旨：基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市がそれぞれの活動を尊重し、協働及び連携によって住民主体のまちづくりを推進
- 主 体：地域住民、地域で事業を行う個人・法人、通学・通勤者及びその地域で活動する各種団体で地域づくり組織が認めた者
- 基 準：
 - ・ 民主的な運営に関する事項を規約に規定
 - ・ 代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出されていること 等
- 活動内容：まちづくりの推進のための事業
(例) 防犯パトロール、自主防災隊、子育て広場、観光客おもてなし事業、コミュニティバス運行、家事代行や日曜大工支援等のライフサポート事業 等
- 市の支援：助成金の交付、地域ビジョン（※）の尊重等
- (※) 地域づくり組織が作成する、地域ごとの地理的な特性や地域資源等を活かし、地域課題の解決に向けた理念、基本方針、地域の将来像をとりまとめたもの。
- 団 体 数：15団体（各区域に1つ）
- そ の 他：
 - ・ 活動報告書や収支決算書等の提出を義務化
 - ・ 上記書類の備え付け、公開（努力義務）
 - ・ 地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務）

兵庫県明石市（校区まちづくり組織）

- 趣 旨：市民と市、市民同士が協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした質の高い心豊かな社会の創造を目指す
- 主 体：地域住民、地域で事業を行う個人・法人、自治会
- 基 準：
 - ・ 民主的な運営に関する事項を規約に規定
 - ・ 代表者及び役員が、構成員の意思に基づき選出されていること
 - ・ 地縁団体、分野型市民活動団体、事業者、個人等、多様な主体で構成されていること
- 活動内容：協働のまちづくりを推進する活動
(例) 子どもの学習支援、子ども食堂、防災活動、通学路の見守り、環境保全活動等
- 市の支援：助成金の交付、事業計画の内容が実現されるよう配慮、地域事務局の設置及び人件費補助等
- 団 体 数：28団体（各地区に1つ）
- そ の 他：
 - ・ 事業計画、収支決算書等の公開を義務化
 - ・ まちづくり計画書の策定（努力義務）
 - ・ 計画をもとに、市と協働して行う事項を定めた協定を締結し、両者は内容を誠実に履行

地域運営組織に対する条例における位置付けについて ②

大阪府豊中市（地域自治組織）

- 趣 旨：地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮
- 主 体：地域住民、地域で事業を行う個人・法人
- 基 準：
 - ・ 民主的な運営に関する事項を規約に規定
 - ・ 地域住民が対等な立場で話し合う場を設定し、地域の将来像を共有することにより形成した組織であること 等
- 活動内容：全ての地域住民を対象とし、地域コミュニティ活動の総合的な調整その他地域課題の解決に向けた取組
(例) 防災訓練、シニア向けスマホ教室、親子プール教室、その他イベント開催
- 市の支援：助成金の交付、市とのパートナーシップ会議の開催による重要な地域課題の解決に向けた協議等
- 団 体 数：9団体（各地区に1つ）
- そ の 他：
 - ・ 活動報告書の提出・公開を義務化
 - ・ 地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務）
 - ・ 自治組織ごとの定例的会議に市の担当職員が出席（情報交換や業務の依頼等）、会議では役割分担なども議論・調整

神奈川県茅ヶ崎市（まちづから協議会）

- 趣 旨：地域で公益を増進するために活動するコミュニティの認定その他コミュニティによる地域における公益を増進するための活動を促進
- 主 体：区域内の全ての自治会、地区福祉を推進する団体、文化芸術等の振興団体、青少年などの健全育成団体
- 基 準：
 - ・ 民主的な運営
 - ・ 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されていること 等
- 活動内容：地域において公益を増進するための活動
(例) 乳幼児・保護者支援、子育て世代の居場所づくり、中学生の学習支援、健康づくり
- 市の支援：助成金の交付や助言、情報の提供等
- 団 体 数：12団体（各区域に1つ）
- そ の 他：
 - ・ 活動報告書や収支決算書等の提出を義務化
 - ・ 市との会議を毎月開催（情報交換や業務の依頼等）
 - ・ 組織に参画する団体間においても、情報共有や役割分担の調整等が図られている。

地域運営組織に対する条例における位置付けについて ③

○ 条例等により特定の地域運営組織を指定・認定する仕組みを設けている自治体では、組織の運営方法等について、民主性や透明性を確保するための規定が設けられている。

自治体	認定等の資格・要件	構成員	計画策定・事業計画等	地域 代表制
名張市	【運営方法】 ・ 民主的な運営に関する事項を規約に規定 ・ 代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出 ・ 基礎的コミュニティの代表者が、組織運営に参画 【その他】 ・ <u>法律上の責任の所在の明確化や継続した活動基盤の確立のため、組織を法人化</u>(努力義務)	・ 地域に居住する者 ・ 地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及び地域で活動する各種団体で、当該組織が認めた者	【計画策定】 ・ 地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務） ⇒ <u>市は当該計画を尊重し、施策等へ反映</u>（努力義務） 【実績報告】 ・ 活動報告書や収支決算書等の提出を義務化 ・ 上記書類の事務所への備え付け、情報公開（努力義務）	規定有
明石市	【運営方法】 ・ 民主的な運営に関する事項を規約に規定 ・ 代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出 ・ 地縁団体のほか多様な主体が運営及び活動に参画（市民の運営・活動への参画を拒むものではないこと）	上記同旨 〔地縁団体、分野型市民活動団体、事業者、個人等の多様な主体〕	【計画策定】 ・ まちづくり計画書を策定（努力義務） ・ <u>策定に当たっては、民主的な手続を経よう努める他、区域の住民の意見を聴取</u>（努力義務） ・ <u>計画をもとに市と協働して行う事項を定めた協定を締結し、両者は内容を誠実に履行</u> ・ 事業計画、収支決算書等の公開義務	規定有
豊中市	【運営方法】 ・ 民主的な運営に関する事項を規約に規定 ・ <u>地域住民（事業を営む個人・法人等を含む）が対等な立場で話し合う場の設定</u> ・ 全ての地域住民を対象とし、地域コミュニティの活動の総合的な調整や地域課題の解決に向けた取組を実施	上記同旨 〔地域に居住する全ての者（事業を営む個人又は法人等を含む）〕	【計画策定】 ・ 地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務） ・ <u>市とパートナーシップ会議を開催し、地域課題の解決に向け協議</u> 【実績報告】 ・ 活動報告書を市長に提出（提出書類等は一般の閲覧に供される）	規定有
茅ヶ崎市	【運営方法】 ・ 民主的な運営（規約での規定までは求めず） ・ <u>重要事項の決定に関与する者の一部を公募で選出</u> ・ 区域に居住する全ての個人が事業に参加可能	・ <u>区域内の全ての自治会</u> ・ 各種団体（地域福祉、文化、芸術、スポーツ、児童・青少年）	【計画策定】 ・ 前年度の活動報告書及び収支決算書、当該年度の活動計画及び収支予算書を市長に提出	規定有

※各自治体の条例をもとに事務局作成

- 明石市の自治会を含む各種団体が連携した校区まちづくり組織では、子ども食堂等の地域の居場所づくりをはじめとした事業活動を通じ、様々な主体間の連携が図られている。
- 市は、校区まちづくり組織に対し、活動場所の提供や、活動費や事務費などの財政的援助を実施。

明石市

<事業概要>

自治会を含む各種団体が連携した校区まちづくり組織が、福祉、安全・安心、環境、交流等、部会制の導入や地域事務局設置などを進め、地域の多岐にわたる課題解決に取り組んでいる。

具体的な事業として、子どもの学習支援、高齢者居場所サロン、子ども食堂、防災活動、通学路の見守り、環境保全活動等、校区の実情に合わせた活動を展開している。

重点事業として、校区まちづくり組織がまちづくり計画書策定を通じて、民主性、開放性、透明性、計画性を備えた明石市協働のまちづくり推進条例に定める「協働のまちづくり推進組織」にステップアップする取組を進めている。

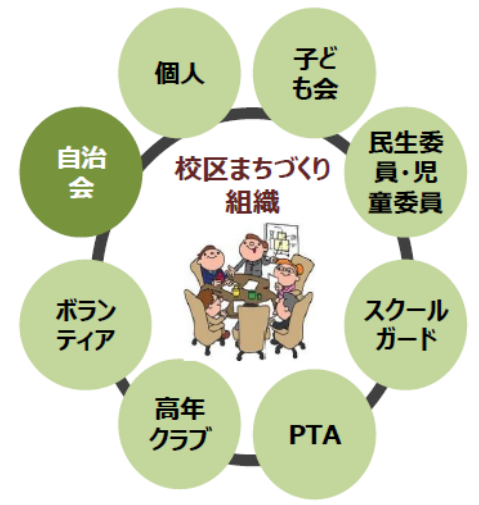
まちづくり計画書を策定した校区においては、校区まちづくり組織の中に、自治会間の情報交換や自治会活動に関する課題解決等を話し合う「連絡会」を設け、校区事業等に関して決定を担う校区まちづくり組織との役割分担を進めている。

<連携団体>

自治会、高年クラブ、子ども会、PTA、民生委員・児童委員、ボランティア等が連携した、校区まちづくり組織（※自治会と校区まちづくり組織との連携ではなく、自治会も校区まちづくり組織の主要な構成団体である）

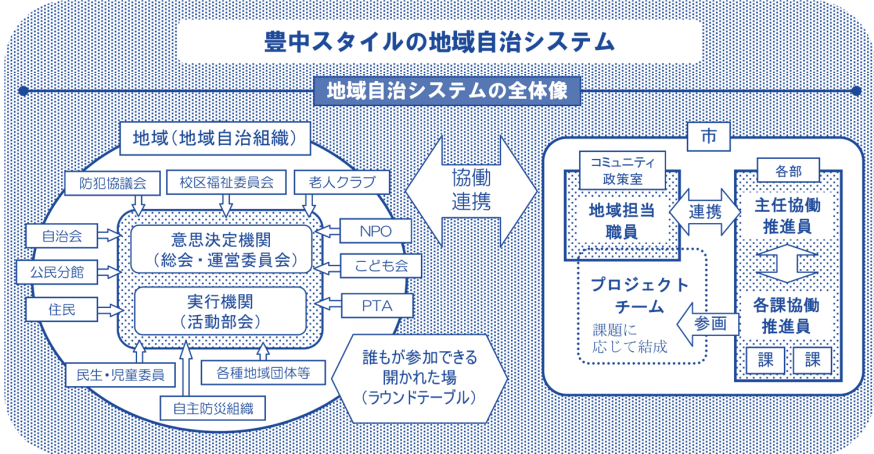
<市区町村の政策や関与>

- ・ 明石市協働のまちづくり推進条例の制定
- ・ 活動場所（小学校区コミュニティ・センター）の提供
- ・ コミセン所長（市の再任用職員）の配置、校区担当職員制、地域事務局設置
校区に対して地域事務局員人件費・コミセン管理人件費の財政的補助、中間支援組織として（一財）明石コミュニティ創造協会による運営・活動支援



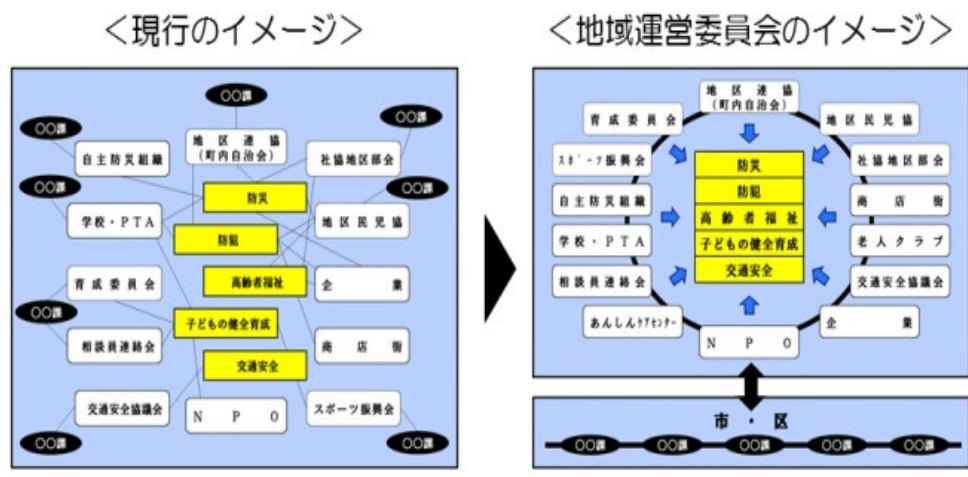
大阪府豊中市

- 平成24年、中核市への移行に合わせて、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むため、概ね小学校区を単位とした地域自治の仕組みづくりに着手。
- 地域における自治組織について、自主的に形成され自由に活動することができるものである一方、「地域自治推進条例」において、市の支援等を受けるためには、開かれた透明性の高い組織であること等について市長の認定を受けることができることを規定。
- 認定を受けた地域自治組織は、地域コミュニティ活性化や地域の課題解決に必要な事業の実施に要する経費等について、「地域自治組織活動交付金」の交付を受けることが可能。
- その他、パートナーシップ会議を開催し、地域の将来像をとりまとめた計画に掲載された事項その他重要な地域課題について、市と情報を共有し、課題の解決に向けて対等な立場から協議することが可能。



第36地区地域運営委員会（千葉市美浜区）

- 地域運営委員会は、小学校区から中学校区の広さの地域ごとに、地域で活動する様々な団体が参加して、住民同士の「助けあい、支えあい」による地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるための組織。
- 千葉市美浜区の「第36地区地域運営委員会」は、千葉市美浜区幸町1丁目を中心とした戸建て、高層マンション約4000世帯の地域を活動区域とした地域運営委員会。平成27年に「ふれあい交流館」をオープン。高齢者や一般住民が利用できるふれあいサロンや小中学生が勉強したり遊んだりするCOCO（子どものコミュニティ）を常設。
- 市では、窓口として地域運営委員会の担当職員を各区に配置するほか、地域運営委員会の活動に係る経費を補助。



出典：各団体ホームページ等をもとに作成

「指定地域共同活動団体」の設立状況

➤ 指定地域共同活動団体に指定された団体数；10団体(広島市)[R7.8/26現在]

(エルモ翠町学区、大林学区地域運営委員会、エルモふくろまち、八木学区地域運営委員会、やすきたLMO、LMOみいり、まるっと安芸中野、さつきそらのLMO、美鈴が丘エルモ、幟町地区まちづくり委員会)



ひろしまLMO(指定地域共同活動団体)の概要

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしまLMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

ひろしまLMO(エルモ)とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

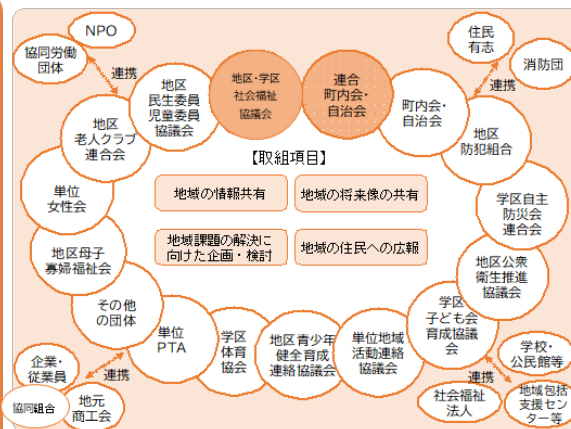
本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(特定地域共同活動)を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

ひろしまLMOとして指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

構成団体

ひろしまLMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)～(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

- (1) 自主防災会
- (2) 防犯組合
- (3) 体育協会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 女性会
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会
- (8) 母子寡婦福祉会
- (9) 子ども会育成協議会
- (10) 青少年健全育成連絡協議会
- (11) 公衆衛生推進協議会
- (12) PTA



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

活動内容(特定地域共同活動)

ひろしまLMOは、指定を受けるためには、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)～(15)のうちいずれかの活動(特定地域共同活動)を行うかを明記する必要があります。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

(出典：
広島市作成資料)

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書(令和6年3月)
- 自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック(令和7年3月)
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

「指定地域共同活動団体」に関する問合せは、総務省自治行政局市町村課まで

3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
(概要、関連条文、第33次地方制度調査会答申(抄)、地方財政措置)
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

地域コミュニティに関する研究会報告書(R4.4)の概要

地域コミュニティに関する現状・課題

自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。コロナ禍のピンチをチャンスにして、デジタル化を期待。

研究会報告書における「3つの視点」

1 地域活動のデジタル化

【現状】

- 自治会等のデジタル化について、市区町村は「災害時における安否確認」等において有効で、「住民の多くが操作等に不慣れなこと」等を課題と認識。
- 電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用、デジタル講習会の実施等の事例あり。

2 自治会等の活動の持続可能性の向上

【現状】

- 600市区町村の平均加入率78.0%(H22)→71.7%(R2)
- 市区町村は、自治会等の加入促進のため、チラシ配布や不動産業界との協定、条例策定等で支援。
- 自治会等の負担軽減のため、市区町村窓口の一元化、委員の推薦依頼の見直し等を実施。

3 地域コミュニティの様々な主体間の連携

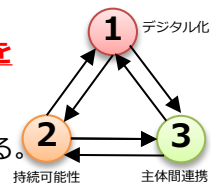
【現状】

- 市区町村のうち、防災、地域福祉分野で自治会等以外の団体・専門家との連携支援を行っている団体は少数。
- 高齢者・子ども等を対象とした地域の居場所のリスト・マップを作成していない団体が多数。
- 消防庁、厚生労働省など関係省庁において、防災、地域福祉分野など個別分野での連携を進める施策を展開。

研究会報告書の「狙い」

- 下記の3つの視点に分けて検討し、**全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援**することが狙い。
- この3つの視点については、**互いに独立したのではなく、各視点に係る取組を進めることが他の視点に係る取組を進めやすくなる**という関係にある。
(例：デジタル化による現役世代の参加が、持続可能性の向上に寄与)

＜3つの視点の関係＞



【地域活動のデジタル化を進める視点】



- 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため**、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、**市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効**。

ポイント

- ✓ 自治会等の自主的判断、デジタルとリアルのバランスも重要。災害時用アプリは、平時も活用できるものにすべき。
- ✓ ニーズと費用のバランス、ニーズの変化に低負担で対応できるかを考慮し、汎用又は自治会等用のソフトを選択。
- ✓ 自治会等で単独導入する方法もあるが、自治会等の連合会等と協力し広域で推進すれば、一斉配信等の実施が容易。

【自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点】



- 自治会等の役員・運営の担い手不足、加入率の低下等により、活動範囲の縮小・停滞に陥るリスクが高まっており、**活動の持続可能性を向上させるため**、自治会等の自己改革のみならず、**市区町村として、加入促進の取組や、自治会等の負担軽減のための行政協力業務(※)の部局横断的な見直しが必要**。

ポイント

- ✓ 具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、ニーズにどの程度即したものであるかが重要。
- ✓ 市区町村が、行政協力業務に関する組織横断的な棚卸しを、市区町村全体の業務見直しと一体的に推進する必要。
- ✓ 地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用は、自治会等の負担軽減のみならず、市区町村の施策展開にも有用。

(※)回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置管理など、公共的サービスの提供・協働や行政との連絡調整業務を指す。

【様々な主体間の連携を強化する際の視点】



- 防災や地域福祉分野等における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、**市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に**、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、**資金面・非資金面の支援を行うことが期待される**。

ポイント

- ✓ 市区町村等が人材・財源面で連携をサポートし、職員以外にも、防災等の連携のコーディネーターを養成、活用。
- ✓ こども食堂など、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進すれば、より実質的に地域活動の活性化が可能。
- ✓ 財源面等の支援のみならず、推進計画等の非資金援助により、地域の事業者等のサポート団体の増加を期待。

地域活動のデジタル化の推進

- ◎ 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため**、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、**市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効**。〔令和4年度 地域コミュニティに関する研究会 報告書〕

自治会等における地域活動のデジタル化実証事業

〔令和5年度〕

- 地域活動のデジタル化が進んでいない地域において、情報共有手段の効率化を図り、現役世代や若者の積極的な参加を促す観点から、電子回覧板等の機能を有する地域交流アプリ(スマホアプリ)を自治会等で活用する実証事業を実施。

実証事業の概要

- 事業期間：令和5年4月～令和6年3月
(アプリ利用:10ヶ月間)
- 事業参加団体:10市町、51自治会
- アプリ登録者数:3,409名
- 情報配信回数:1,609回
(1自治会あたり平均32回)
- 閲覧回数:136,682回
(1自治会あたり平均2,680回)

実証事業で確認された主な効果

① 情報伝達の迅速化・効率化、内容の充実

- 回覧頻度の増加や回覧所要時間が短縮。
- 紙回覧：月1・2回程度 → アプリでの情報配信：月平均5.3回
 - 従来の回覧期間：2-4週間 → 配信から2日以内に半数が閲覧

② 地域活動の担い手の確保

- 多様な世代がアプリを活用。未加入者が加入する事例も確認。
- アプリの登録状況:30～50代が6割超。70代以上の登録も17%

③ 自治会役員の負担軽減

- アプリの利便性を実感。実際の運用には工夫も必要。
- 約8割の自治会が、電子回覧が「便利」と回答
 - 約45%の役員が、今後も「自治体からデジタルで情報を受けたい」と回答

<地域交流アプリ(例)>



自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック

〔令和6年度〕

- 実証事業の成果を踏まえ、市区町村が、電子回覧板機能を有する地域交流アプリを活用した自治会等の地域活動のデジタル化を進めていくためのハンドブックを作成し、その取組を促進。

自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック



目次

第1章 はじめに

- 1-1. 地域活動のデジタル化に関するこれまでの調査研究等の経過について.....1
 - (1) 地域コミュニティに関する研究会について.....1
 - (2) 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業.....3
- 1-2. 本書の位置付け.....4

第2章 取組の背景

- 2-1. 地域交流アプリ普及の取組のきっかけとなった地域課題.....5
 - (1) 少子高齢化・人口減少.....5
 - (2) ライフスタイルの多様化.....6
 - (3) 災害リスクの高まり.....6
- 2-2. 地域交流アプリに期待される効果.....7
 - (1) 自治会等の活動の効率化・負担軽減.....7
 - (2) 地域活動への参加促進.....7
 - (3) 情報共有の効率化・迅速化、新たなサービス・価値の創出.....8

第3章 デジタル化が進んだ地域の将来像

- 3. デジタル化が進んだ地域の将来像.....9

第4章 地域交流アプリの活用

- 4-1. 導入プロセス.....11
 - (1) 導入フロー.....11
 - (2) 各段階における検討のポイント.....13
- 4-2. 地域交流アプリの主要機能.....23
- 4-3. 地域交流アプリの活用に向けた取組.....29
 - (1) 取組の課題.....29
 - (2) 開発事業者による普及に向けた支援.....29
- 4-4. 個人情報保護の取組.....30

第5章 市町村による直接的な支援

- 5-1. 導入・運用等支援.....32
- 5-2. 導入・運用に伴う費用負担.....35
- 5-3. 普及のための官民連携と協力.....36

目次

第6章 活用可能な国の施策・支援メニュー

- 6-1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
(内閣府・内閣官庁).....38
- 6-2. デジタル地方創生モデル仕様書・デジタル地方創生サービスカタログ
(デジタル庁).....40
- 6-3. デジタル活用支援推進事業(総務省).....41
- 6-4. 「地域情報化アドバイザー」派遣制度(総務省).....43

第7章 関連する地方財政措置

- 7-1. 自治会・町内会等の活動に係る市町村の支援について.....44
- 7-2. 地域社会のデジタル化の推進について.....45

第8章 地域交流アプリの活用事例

- 8. 活用事例の紹介.....46
 - (A) 石川県金沢市.....47
 - (B) 徳島県神山町.....49
 - (C) 神奈川県東野市.....51
 - (D) 北海道札幌市(さっぽろ圏域).....53
 - (E) 福井県坂井市.....55
 - (F) 北海道旭川市.....57

<困み参考事例一覧>

- ① 大阪府堺市『地域デジタル支援アプリ推進に関する協定』.....16
- ② 愛知県豊川市『コミュニティリーダー養成講座』.....19
- ③ 埼玉県さいたま市『さいたま市自治会電子回覧板モデル事業』.....20
- ④ 富山県富山市『電子回覧板導入支援事業利用者アンケートの実施・公表』.....21
- ⑤ 大阪府和泉市・はつが野自治会『キャッシュレス決済機能の活用』.....24
- ⑥ 富山県富山市・経堂新町内会『総会機能の活用』.....25
- ⑦ 石川県金沢市・米原校下町会連合会『災害時安否確認機能の活用』.....27
- ⑧ 富山県富山市『個人情報の取扱いに関する覚書の締結』.....30
- ⑨ 愛知県豊川市.....31
- ⑩ 富山県富山市『自治会等におけるコミュニティ活動のICT化推進に関する協定』.....32
- ⑪ 富山県富山市『活用事例集の作成・公表』.....33

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置

- 自治会・町内会活動に係る市町村の支援に要する経費(住民活動支援事業)について、引き続き、地方交付税措置を講じる。〈普通交付税(費目;地域振興費)〉
- 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、令和4年度に、「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充。
- ❖ 普通交付税の算定に当たり、**標準団体(人口10万人)ベースで、4,491万円を基準財政需要額に算入**
※ R3年度;4,338万円(+153万円)

〔市町村分〕

第三款 地域振興費

第二項 標準団体行政経費積算内容

(細目)1地域振興費(細節)地域振興共通経費

積 算 内 容	
(住民活動支援事業)	44,906千円
自治会・町内会活動(話し合いの場づくり等)支援事業	
自治会・町内会加入促進に係る経費	
自治会・町内会活動内容の周知に係る経費	
地域活性化イベント(お祭り、地域PR等)助成事業	
自主防犯活動(地域の夜回り等)支援事業	
自治会・町内会所有施設等への補助	
(防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備 等) 等	

出典:「令和7年度 単位費用算定基礎・標準団体行政経費積算内容」(総務省)